

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	個人住民税・軽自動車税・事業所税の賦課に関する事務全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新潟市は、個人住民税・軽自動車税・事業所税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本市では、平成17年10月に新潟市情報セキュリティポリシーを策定している。これに基づき、継続した情報セキュリティ研修の実施、各課の情報セキュリティ確保に関する自主点検及び監査を実施し、必要な改善措置を行っている。

評価実施機関名

新潟市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

平成31年6月24日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税・軽自動車税・事業所税の賦課に関する事務
②事務の内容 ※	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち、個人住民税、軽自動車税及び事業所税の賦課に関する以下の事務。</p> <p>1. 個人住民税の賦課事務（※詳細は「(別添1)事務の内容」参照のこと） 個人住民税は、賦課期日(1月1日)時点において本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所や家屋敷を有する個人で、本市内(当該区内)に住所を有しない者に対して課税を行うものである。この賦課事務については、以下により行う。 (1)課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、市民税・県民税申告書等)を収集する。 (2)課税資料の内容をデータ入力する。 (3)課税資料から個人を特定し、賦課期日現在の情報とマッチングさせる。 (4)賦課期日現在、本市内に住民登録がない者については、住民登録地を確認し、本市に課税権がないと判断された場合には、住民登録地に課税資料を回送する。 (5)同一納税義務者に課税資料が複数提出されている場合は、集計内容を確認・修正する。 (6)扶養判定処理を行う。また、賦課期日現在他市区町村内に住所を有する被扶養者については、当該市区町村に対し、所得照会を行い、扶養要件を確認する。 (7)賦課決定を行い、税額決定通知書を出力する。 (8)特別徴収義務者に対し、税額決定通知書を送付する。給与に係る特別徴収納税義務者に対しては、特別徴収義務者を通じて税額決定通知書を送付する。 (9)普通徴収納税義務者及び年金に係る特別徴収納税義務者に対し、税額決定通知書を送付する。 (10)納税義務者から修正申告等がなされた場合、課税情報を変更し、税額変更通知書を送付する。 (11)特別徴収納税義務者が退職した場合等には、特別徴収義務者から異動届出書等の提出を受けて異動処理を行い、特別徴収義務者に対し税額変更通知書を送付する。異動処理により普通徴収分の税額が発生する場合には、納税義務者に対し納税通知書を送付する。 (12)未申告者に対し、個人住民税申告の依頼通知を送付する。 (13)生活保護法により扶助を受ける場合など、減免事由に該当する場合は、減免申請書を受け付け減免を行う。 (14)各種証明書の交付申請に基づき、納付状況等を確認した上で証明書を交付する。</p> <p>2. 軽自動車税の賦課事務（※詳細は「(別添1)事務の内容」参照のこと） 軽自動車税は、賦課期日(4月1日)時点において、本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行うものである。この賦課事務については、以下により行う。 (1)軽自動車等を購入又は譲渡により所有した場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に、申告を受け付ける。 ①三輪・四輪の軽自動車に関しては軽自動車検査協会新潟主管事務所で申告を受け付けし、本市へ回送される。 ②二輪の小型自動車に関しては北陸信越運輸局 新潟運輸支局で申告を受け付けし、本市へ回送される。 ③二輪の軽自動車に関しては全国軽自動車協会連合会新潟県事務取扱所で受け付けし、本市へ回送される。 ④原動機付自転車・小型特殊自動車に関するものは、本市で申告を受け付ける。 (2)申告された内容を基に課税し納税者に納税通知書を送付する。 (3)生活保護法により扶助を受ける場合など、減免事由に該当する場合は減免申請書を受け付け、減免を行う。 (4)納税証明書の交付申請に基づき、納付状況等を確認し証明書を交付する。</p> <p>3. 事業所税の賦課事務（※詳細は「(別添1)事務の内容」参照のこと） 事業所税は、本市内の事業所等において一定の規模以上(事業所用家屋の延床面積1000㎡超又は合計従業者数100人超)の事業を行う法人又は個人に対して課税を行うものである。このうち、個人にかかる賦課事務については、以下により行う。 (1)事業所税申告書、納付書を作成し、送付する。 (2)課税資料(申告書、減免申請書、更正請求書)を受け付ける。 (3)課税資料の内容に不備がないか点検し、不備がある場合には納税義務者に照会し、訂正を依頼する。 (4)課税資料の内容をデータ入力する。 (5)対象となる者には、減免決定又は更正決定の通知を行う。 (6)納税証明書の交付申請に基づき、納付状況等を確認し証明書を交付する。</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	市民税オンラインシステム
②システムの機能	<p>個人住民税(個人市県民税)、軽自動車税、法人市民税、事業所税の賦課及び証明発行にかかる業務を行うもの。以下の機能(サブシステム)を有する。</p> <p>1. 宛名システム 住民、住登外者、法人の宛名を管理するもの。同一宛名に対して税目別の送付先に関する機能や宛名を関連付ける(読み替える)機能を有する。</p> <p>2. 個人市県民税システム 課税資料の取込み、税額等の計算、帳票出力機能を有する。</p> <p>3. 法人市民税システム 届出書等をシステムに取込み、納税通知書などの帳票を出力するもの。</p> <p>4. 軽自動車税システム 軽自動車税の車両情報を管理するもの。賦課データ及び納税通知書の作成機能を有する。</p> <p>5. 事業所税システム 各種届出書及び申告書をシステムに取込み、課税データなどを管理する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (国民年金受付処理システム、国民健康保険事務支援システム、介護保険システム)</p>
システム2	
①システムの名称	地方税電子申告システム
②システムの機能	<p>社団法人地方税電子化協議会が地方税の電子申告の受付を可能にするために運営している、地方税ポータルシステム(eLTAX)と連携して、地方税の電子申告を可能にするもの。以下の受付サービスを行うことができる。</p> <p>1. 地方税の電子申告等(各税目の電子申告、給与支払報告書等の電子的提出)</p> <p>2. 公的年金からの個人住民税の特別徴収(天引き)に関するデータ</p> <p>3. 国税庁所管データ(所得税確定申告等)</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム3	
①システムの名称	課税資料管理システム
②システムの機能	<p>各種課税資料をイメージ管理するもの。以下の機能を持つ。</p> <p>1. 基本業務機能 各種課税資料のイメージデータ作成・登録、同データの検索・閲覧</p> <p>2. メンテナンス業務機能 イメージ閲覧画面で使用する各種機能のメンテナンス、作業ログ閲覧</p> <p>3. バッチ処理機能 電子媒体により受け付けた課税資料のイメージ作成、他市への回送資料の印刷 等</p> <p>4. 地方税電子申告システムとの連携処理業務機能 同システムにより受信した資料情報の取り込みとイメージ作成、関係リストの出力</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム4	
①システムの名称	申告支援システム
②システムの機能	<p>確定申告や市民税・県民税申告の受付時、申告会場において、申告者と対話をしながら所得・控除等の入力を行い、申告書や収支内訳書などをその場で作成できるシステム。市民税・県民税申告書については、受け付けた内容をデータ化し、市民税オンラインシステム及び課税資料管理システムに引き渡す。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム5	
①システムの名称	税収納オンラインシステム
②システムの機能	<p>各賦課業務システムから連携される課税情報に基づき納付された収納データを管理する。主な機能は次のとおり。</p> <p>1. 収納データの取り込み・管理</p> <p>2. 過誤納金の還付・充当処理、還付・充当通知書の作成</p> <p>3. 督促対象者データの作成</p> <p>4. 口座振替情報の管理、金融機関への依頼データ作成</p> <p>5. 延滞金・還付加算金の計算</p> <p>6. 納税証明書の発行</p> <p>7. 統計・決算資料の抽出</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (ホストシステム、電子収納システム、口座振替管理システム)</p>

システム6	
①システムの名称	汎用連携データベースシステム(以下、汎用連携DBシステムと記載)
②システムの機能	<p>既存業務システム間での庁内情報移転のための情報授受のシステム。 ※情報授受は、既存業務システムからデータにアクセスして情報を取得する。しかし、あらかじめアクセスできるデータを各業務システムごとに制御しているため、各業務システムは許可されていないデータの取得ができない仕組みとなっている。</p> <p>1. 既存業務システムからのデータ受取・保存 情報移転元システムで作成した庁内移転用データを受信し、副本として保存する。また、住民記録システム、宛名システムのみ随時(リアルタイム)で異動データを受信し、差分情報として取得した宛名異動のデータを保存する。</p> <p>2. 庁内情報の連携 既存業務システムからの情報要求に応じて、あらかじめ定められた項目のみ当該者の情報抽出・情報提供を行う。 ※庁内移転用データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で庁内移転用データを渡す。</p> <p>3. セキュリティの管理 既存業務システムからのアクセスを制御するため、ID/パスワードの管理を行う。</p> <p>4. 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存業務システム)
システム7	
①システムの名称	ホストシステム
②システムの機能	市民税オンラインシステムより、賦課情報を授受し、納税通知書等を印刷するためのデータを作成する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム8	
①システムの名称	宛名システム
②システムの機能	個人の住民登録者及び住民登録外者、法人の住所・氏名・送付先等の宛名情報を管理し、既存業務システムへ提供するシステム。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存業務システム)

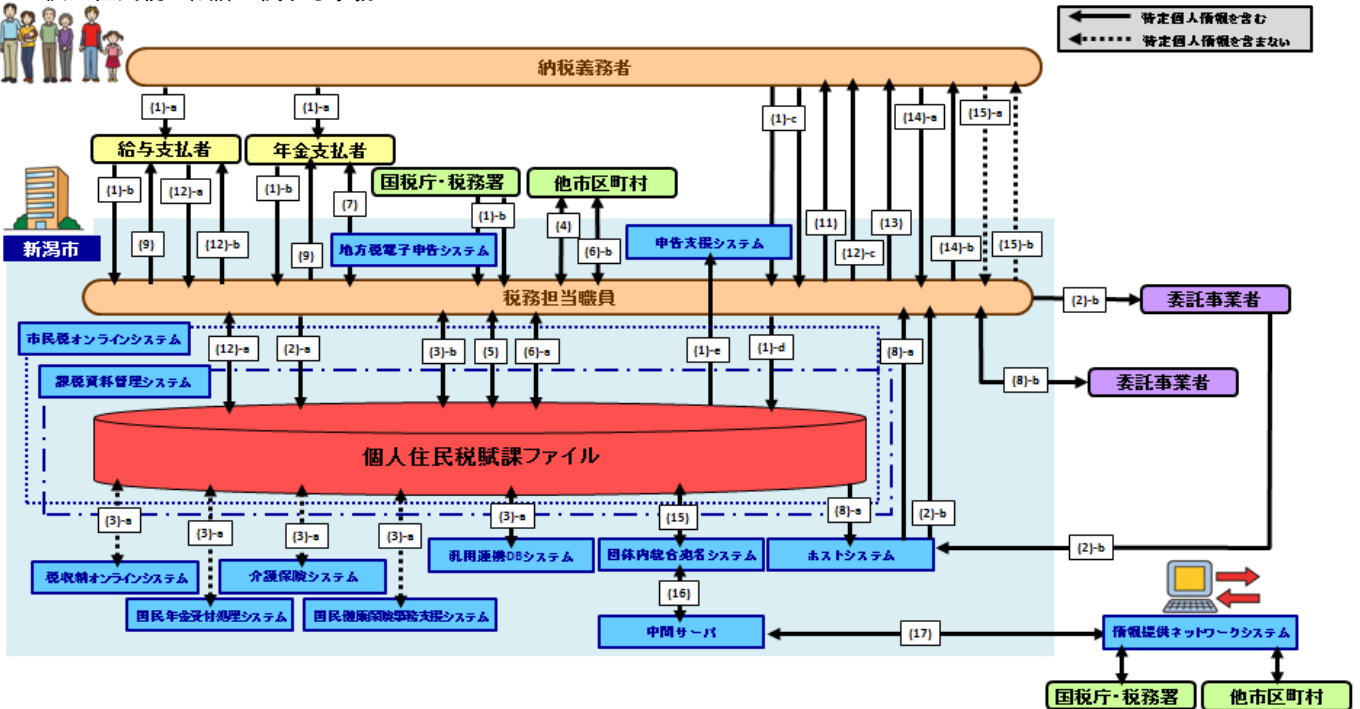
システム9	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>個人番号・宛名コード・統合宛名番号の紐付け管理、及び庁内情報連携等の機能を提供するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 番号の管理 統合宛名番号の新規付番、及び個人番号・統合宛名番号・宛名コードの関連付けを行う。 2. 統合宛名番号の検索 住所・氏名等を検索条件とした統合宛名番号検索を行う。 3. 中間サーバー格納用データの中継 各業務システムにおいて、他団体へ提供するために作成した中間サーバー格納用データを、中間サーバーへ転送する。また、異動発生時の更新情報も同様に行う。 4. 情報提供ネットワークシステムとの情報連携 各業務システムからの情報提供ネットワークシステムあて情報照会要求メッセージを中間サーバーへ転送し、情報提供ネットワークシステムからの照会結果を中間サーバから受取り、照会元の各業務システムへ転送またはデータを書き込む。 5. 職員認証・権限の管理 団体内統合宛名管理システムを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 6. 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバ)</p>

システム10									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>情報提供ネットワークシステム・団体内統合宛名システム間のデータ受け渡しをすることで、符号の取得や他情報保有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を提供する。</p> <p>1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 各業務システム接続機能 中間サーバーと各業務システム、団体内統合宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 暗号化/復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 (団体内統合宛名システム)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (団体内統合宛名システム)	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (団体内統合宛名システム)									

3. 特定個人情報ファイル名	
1. 個人住民税賦課ファイル 2. 軽自動車税賦課ファイル 3. 事業所税賦課ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・賦課に関する事務においては、納税義務者等からの各種申告書等を受け付け、市民税オンラインシステムに取り込んだ上で、賦課決定を行う。 この各種申告書等には、番号制度により、個人番号の記載が求められることとなる。このため、市民税オンラインシステムにおいて特定個人情報ファイルを保有し、事務を行う必要がある。 ・また、特定個人情報ファイルに記録されたデータのうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号 別表第二項に規定されるものについては、情報ネットワークシステムを利用して、情報照会及び提供を行うこととなる。 ・以上の事務上の必要性に加え、個人番号により対象となる個人を確実に特定し、正確かつ公平、公正な課税を行うという点においても、特定個人情報ファイルの取り扱いが必要である。
②実現が期待されるメリット	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政事務の効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・各種申告書等を、個人番号をキーとして名寄せ及び突合することで、納税義務者の所得情報をより的確かつ効率的に把握することができる。 ・現在は紙で照会している他の市町村の所得情報を、情報提供ネットワークシステムを利用することで効率的に取得することができる。 2. 納税義務者の利便性向上 <ul style="list-style-type: none"> ・現在添付書類の提出を求めている生活保護や障害者手帳の情報などを、情報ネットワークシステムを利用することで、添付書類を省略でき、納税義務者の負担を軽減することができる。 3. 公平、公正な課税の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を用いた情報の名寄せ、管理を行うことにより、申告内容等を的確に把握し、より正確に賦課決定を行うことができる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一の16の項 (地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの) 2. 上記「主務省令」:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第4条、第5条、第7条、第8条、第11条、第12条、第14条、第15条 (地方税法、租税特別措置法、国税通則法、所得税法の一部改正)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第2 (新潟市から他機関へ情報提供を行うもの) 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の各項 (新潟市から他機関へ情報照会を行うもの) 27の項 2. 地方税法 第24条、第24条の5、第34条、第294条、第295条、第314条の2、第323条、第454条、第684条、第703条の4、第703条の5の2、第717条 3. 地方税法施行令 第47条の3
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部市税事務所市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

1. 個人住民税の賦課に関する事務



(1) 課税資料の収集

- (1-a) 勤務先や年金支払者への扶養親族等の届出
税務署へ所得税の確定申告
- (1-b) 勤務先や年金支払者からの給与支払報告書、
公的年金等支払報告書、支払調書の提出
税務署からの所得税申告書の提出
- (1-c) 市民税・県民税申告書の提出
- (1-d) 申告支援システムの市民税・県民税申告書データの入力
- (1-e) 申告支援システムへの、課税資料データの連携

(2) 課税資料のデータ入力

- (2-a) 各種報告書、申告書をデータ入力
- (2-b) 各種報告書、申告書を委託業者へパンチ依頼
データを受領し、入力

(3) 課税対象者の特定、情報のマッチング

- (3-a) 住民情報の連携
- (3-b) 結果の確認、修正等

(4) 課税資料の回送

(5) 課税資料の集計内容の確認・修正

(6) 扶養判定処理

- (6-a) 課税資料から扶養の可否を判定する
- (6-b) 他市区町村内に住所を有する被扶養者の所得照会を行い、
扶養要件を確認

(7) 年金からの特別徴収の開始、停止の依頼

(8) 賦課決定

- (8-a) データをホストシステムに連携し、帳票印刷
- (8-b) 印刷された帳票の封入・封緘を委託業者へ依頼
送付物を受領

(9) 特別徴収(天引き)分の、税額決定通知書の送付

(10) 普通徴収(自分で納める)分の、税額決定通知書の送付

- (11) 納税義務者から修正申告等がなされた場合に、課税情報を変更し、
税額変更通知書を送付
※(1)～(8)の流れと同様

(12) 異動届出書等による異動処理

- (12-a) 勤務先から異動届出書の提出を受け、内容をデータ入力
- (12-b) 特別徴収義務者に対し税額変更通知書を送付
- (12-c) 普通徴収分の税額が発生する場合、納税義務者に対し
納税通知書を送付

(13) 未申告者への個人住民税申告の依頼通知の送付

(14) 減免の決定

- (14-a) 減免申請書の受付
- (14-b) 減免の可否を決定し、申請者に通知

(15) 各種証明書の交付

- (15-a) 申請書の受付
- (15-b) 納税状況等を確認し、申請者に交付

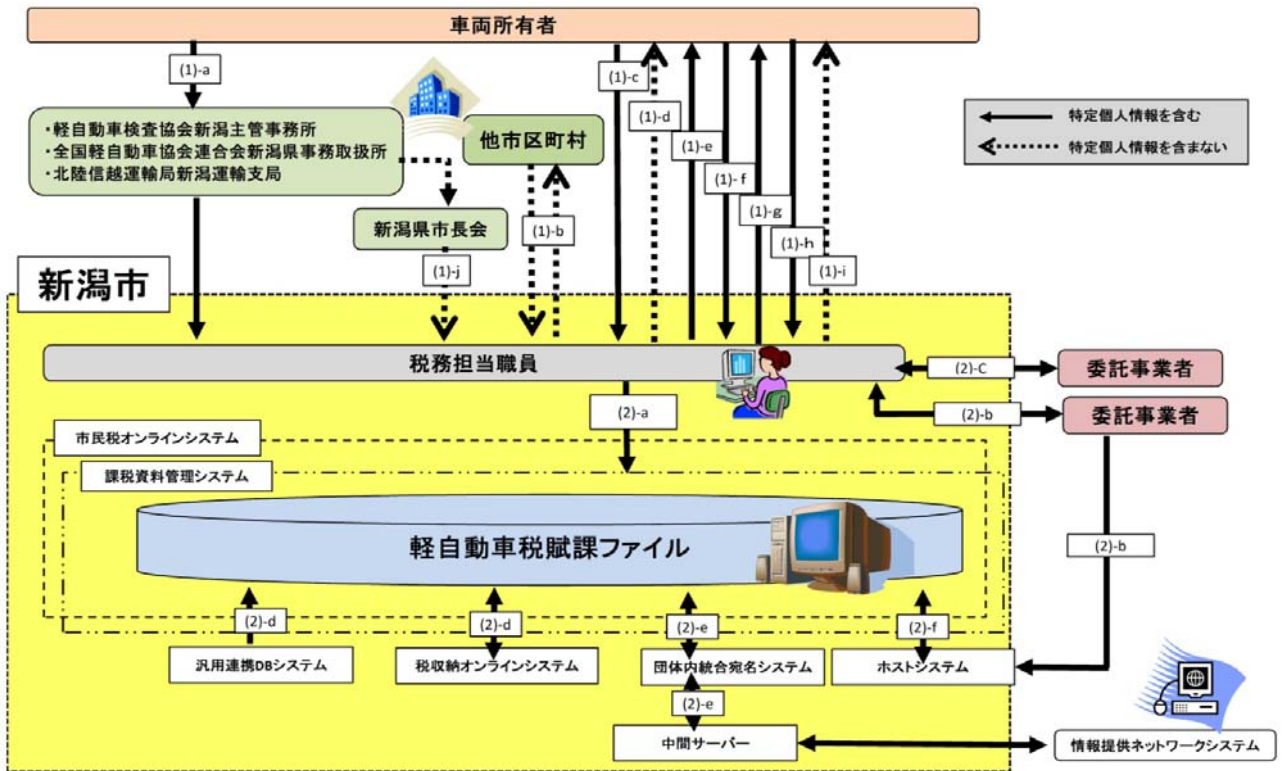
(16) 特定個人情報の中間サーバへの搭載

(17) 特定個人情報の、情報ネットワークシステムへの搭載

(備考)

(別添1) 事務の内容

2. 軽自動車税の賦課に関する事務



(1)事務の流れ

- (1)-a 二輪の軽自動車、二輪の小型自動車、三輪・四輪の軽自動車の車両登録
- (1)-b 課税異動物件通知
- (1)-c 原付・小型特殊自動車の申告書
二輪の軽自動車、二輪の小型自動車、三輪・四輪の軽自動車の県外廃車申告
- (1)-d 標識並びに標識交付証明書・廃車申告書の発行（原付・小型特殊自動車）
- (1)-e 税額決定。納税通知書
- (1)-f 減免申請
- (1)-g 減免承認通知
- (1)-h 証明書交付申請
- (1)-i 証明書の交付
- (1)-j 軽自動車（四輪）の県外廃車データの提供

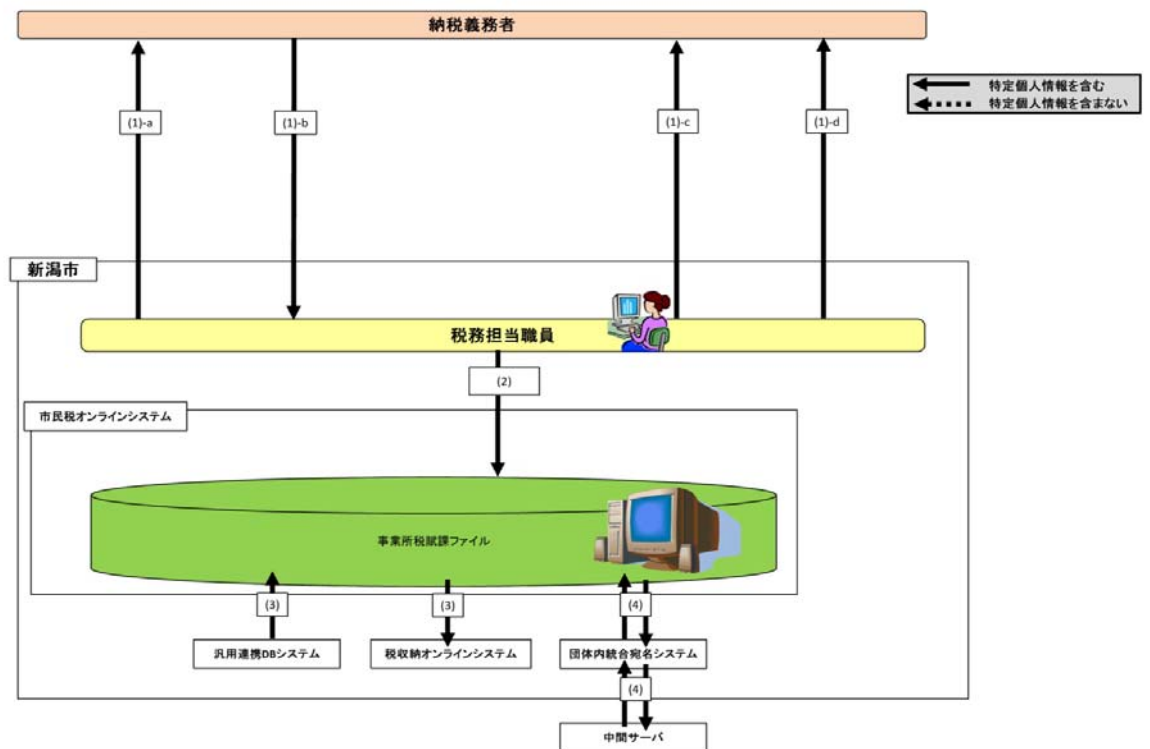
(2)データの流れ

- (2)-a 軽自動車税申告書等のデータ入力
- (2)-b 二輪の軽自動車、二輪の小型自動車、三輪・四輪の軽自動車の軽自動車税申告書をバンチ依頼
減免登録分をバンチ依頼、データ受領し入力
- (2)-c 印刷された帳票の封入封緘を委託業者へ依頼
送付物を受領
- (2)-d 住民情報の連携
- (2)-e 特定個人情報の中間サーバへの搭載
- (2)-f データをホストシステムに連携し、帳票印刷

(備考)

(別添1) 事務の内容

3. 事業所税の賦課に関する事務



(1)事務の流れ

- (1)-a 事業所税申告書, 納付書の作成, 送付
- (1)-b 事業所税申告書等
(事業所税申告書, 事業所税減免申請書, 更正請求書)
- (1)-c 減免決定通知書
- (1)-d 更正決定通知書

(2)事業所税申告書等のデータ入力

(3)住民情報の連携

(4)特定個人情報の中間サーバへの搭載

(備考)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 個人住民税賦課ファイル 2. 軽自動車税賦課ファイル 3. 事業所税賦課ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	1. 個人住民税賦課ファイル 賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族。 2. 軽自動車税賦課ファイル 本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する者(過去に本市に主たる定置場を有する者も含む)。 3. 事業所税賦課ファイル 個人の事業所税の申告納付期限(3月15日)まで又は随時に申告書等(事業所税申告書(期限後及び修正の申告書を含む)、事業所税減免申請書、更正請求書)の提出があった者。
その必要性	・賦課に関する事務においては、納税義務者等からの各種申告書等を受け付け、市民税オンラインシステムに取り込んだ上で、賦課決定を行う。 この各種申告書等には、番号制度により、個人番号の記載が求められることとなる。このため、市民税オンラインシステムにおいて特定個人情報ファイルを保有し、事務を行う必要がある。 ・また、特定個人情報ファイルに記録されたデータのうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第二項に規定されるものについては、情報ネットワークシステムを利用して、情報照会及び提供を行うこととなる。 ・以上の事務上の必要性に加え、個人番号により対象となる個人を確実に特定し、正確かつ公平、公正な課税を行うという点においても、特定個人情報ファイルの保有が必要である。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="radio"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="radio"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="radio"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="radio"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()

	その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 個人番号：申告書等の対象個人を正確に特定するため その他識別情報：庁内の他システムと連携する際の符号として使用するため ・連絡先等情報 4情報：申告書等の対象となる個人を正確に特定するため 連絡先(電話番号等)：申告書等の内容を確認する場合に必要なため その他住民票関係情報：対象者の賦課期日時点での世帯情報を把握するため ・業務関係情報 国税関係情報：各種控除等、個人住民税の課税に必要な情報を把握し、賦課を行うため 地方税関係情報：賦課に係る事務を行うため 医療保険関係情報：各種控除等を把握し、個人住民税の賦課を行うため 生活保護・社会福祉関係情報：生活保護の給付状況を、賦課決定時に参照するため 年金関係情報：年金所得等を把握し、個人住民税の賦課を行うため
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成28年1月1日
⑥事務担当部署		財務部市税事務所市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民生活部市民生活課、福祉事務所、市税事務所納税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、日本年金機構、北陸信越運輸局新潟運輸支局) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (各市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、年金支払者、全国軽自動車協会連合会新潟県事務取扱所、軽自動車検査協会新潟主管事務所) <input type="checkbox"/> その他 (新潟県市長会)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (CD-R, 地方税ポータルシステム(eLTAX))	
③入手の時期・頻度	1. 個人住民税賦課ファイル (1)確定申告書、個人住民税申告書 …年1回、2月中旬～3月中旬 (2)給与支払報告書、公的年金等支払報告書 …年1回、1月 (3)修正・訂正等の申告、申請 …申告、申請を受けた都度 (4)その他随時の申告、申請 …申告、申請を受けた都度 2. 軽自動車税賦課ファイル (1)三輪・四輪の軽自動車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車の軽自動車税申告書 (期限後及び修正の申告書を含む) …月1回の回送 (2)原付・小型特殊自動車の軽自動車税申告書…申告を受け付け都度 (3)軽自動車税減免申請書…年1回(申請期間:5月上旬～下旬) 3. 事業所税賦課ファイル (1)事業所税申告書(期限後及び修正の申告書を含む) …年1回、2月中旬～3月中旬 (2)事業所税減免申請書 …年1回、2月中旬～3月中旬 (3)期限後及び修正の申告 …申告を受けた都度 (4)更正請求書 …請求を受けた都度	
④入手に係る妥当性	地方税法等の関係法令において、納税義務者、国税庁、年金保険者、給与支払者(事業主)は、各種申告書等を定められた期間に提出することが定められている。これより、特定個人情報の入手を行っている。	
⑤本人への明示	・本人等から入手する場合は、本人等に対し、使用目的等を文書に明示又は口頭で説明する。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第14条第2項及び第19条第4項において、機構保存本人確認情報の提供を求めることができる旨、明記されている。 ・以下の関係法令、条例等により基づき入手している。 1. 個人住民税賦課ファイル 地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3 新潟市市税条例第28条～第29条の3 2. 軽自動車税賦課ファイル 地方税法第447条、第454条 新潟市市税条例第83条、第85条～86条、第87条 3. 事業所税賦課ファイル 地方税法第20条の9の3第1項、第701条の45、第701条の47、第701条の49、第701条の57 新潟市市税条例第146条の7、第146条の12	
⑥使用目的 ※	・各種申告書等について、個人番号をキーとして名寄せ及び突合し、納税義務者の所得情報をよりの確かつ効率的に把握する。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供及び入手を行う。 ・以上のような、個人番号を用いた情報の名寄せ、管理を行うことにより、申告内容等を的確に把握し、より正確な賦課決定を行う。	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	財務部市税事務所市民税課、各区区民生活課、窓口サービス課、各出張所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満
		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>1. 個人住民税賦課ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族を登録し管理を行う。 ・納税義務者等より提出される課税資料を登録する。 ・各種課税資料の合算を行い、徴収区分を決定し、課税額を決定する。 ・特別徴収義務者に対し、税額決定通知書を送付する。給与に係る特別徴収納税義務者に対しては、特別徴収義務者を通じて税額決定通知書を送付する。 ・普通徴収納税義務者及び年金に係る特別徴収納税義務者に対し、税額決定通知書を送付する。 <p>2. 軽自動車税賦課ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する車両情報を軽自動車税申告書等から登録する。 ・申告書等から車種等を割り出し課税額を決定する。 ・車両の所有者又は使用者(納税義務者)に対し、納税通知書を送付する。 ・納税義務者から減免申請書を受け付け登録する。 ・減免申請書から減免額等を決定し、減免決定通知書を送付する。 ・申請により納税証明書を発行する。 <p>3. 事業所税賦課ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の事業所税の申告納付期限(3月15日)まで又は随時に申告書等(事業所税申告書(期限後及び修正の申告書を含む)、事業所税減免申請書、更正請求書)の提出があった者を登録し管理を行う。 ・申告書等の内容を点検し、課税額を決定する。 ・対象となる者には、減免決定又は更正決定の通知を行う。 ・申請により納税証明書を発行する。
<p>情報の突合 ※</p>	<p>1. 個人住民税賦課ファイル</p> <p>2. 軽自動車税賦課ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民異動により変更された特定個人情報については、汎用連携DBを介し、宛名番号で突合、更新する。 ・本人又は本人の代理人提出の申告書等又は他行政機関等から入手する申告書等の内容と、本市で登録されている宛名情報を突合し氏名、住所を確認する。 ・減免申請書の減免理由と、本人が申告した生活保護情報又は障害者情報を突合し、減免申請内容を確認する。 <p>3. 事業所税賦課ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民異動により変更された特定個人情報については、汎用連携データベースを介し、宛名番号で突合、更新する。 ・本人又は本人の代理人提出の申告書等又は他行政機関等から入手する申告書等の内容と、本市で登録されている宛名情報を突合し氏名、住所を確認する。
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>納税義務者数、税額等の統計は行いが、特定の個人を判別し得るような情報の統計や分析は行わない。</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申告内容の正当性を確認し、個人住民税額、軽自動車税額、事業所税額を決定する。 ・生活保護や障害等の理由による減免決定を行う。
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成28年1月1日</p>

委託事項2		課税資料管理システムの運用保守業務
①委託内容		課税資料管理システムの運用保守業務において、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取り扱いを委託。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満
対象となる本人の数		<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の範囲 ※		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
その妥当性		各税目において正確かつ公平・公正な賦課を行うため。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑤委託先名の確認方法		・委託先が決定した際には、入札結果として本市ウェブサイト公表する。 ・新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社ジェイ エスキューブ
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。
	⑨再委託事項	同上

委託事項3		地方税電子申告システムのASPサービス提供業務
①委託内容		地方税電子申告システムのASPサービス提供業務において、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取り扱いを委託。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	1. 個人住民税賦課ファイル 賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族。 2. 軽自動車税賦課ファイル (委託事項なし) 3. 事業所税賦課ファイル 個人の事業所税の申告納付期限(3月15日)まで又は随時に申告書等(事業所税申告書(期限後及び修正の申告書を含む)、事業所税減免申請書、更正請求書)の提出があった者。
	その妥当性	各税目において正確かつ公平・公正な賦課を行うため。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		・委託先が決定した際には、入札結果として本市ウェブサイト公表する。 ・新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社TKC
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項4		申告支援システムの運用保守業務
①委託内容		申告支援システムの運用保守業務において、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取り扱いを委託。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	1. 個人住民税賦課ファイル 賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族。 2. 軽自動車税賦課ファイル (委託事項なし) 3. 事業所税賦課ファイル (委託事項なし)
	その妥当性	各税目において正確かつ公平・公正な賦課を行うため。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input type="radio"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="radio"/>] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		・委託先が決定した際には、入札結果として本市ウェブサイト公表する。 ・新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社BSNアイネット
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項5		納税通知書等の発送前処理業務
①委託内容		本市において印刷した納税通知書等のブックニング、封入及び封緘作業を委託。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	1. 個人住民税賦課ファイル 賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族。 2. 軽自動車税賦課ファイル 賦課期日(4月1日)時点で、本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する者(過去に本市に主たる定置場を有する者も含む) 3. 事業所税賦課ファイル (委託事項なし)
	その妥当性	納税義務者に対し、法令に定められた期日までに確実に通知を行うため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		・委託先が決定した際には、入札結果として本市ウェブサイト公表する。 ・新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社第一印刷所
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項6		市民税・県民税申告書の発送前処理業務
①委託内容		本市において印刷した市民税・県民税申告書の折、封入及び封緘を委託。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	1. 個人住民税賦課ファイル 賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族。 2. 軽自動車税賦課ファイル (委託事項なし) 3. 事業所税賦課ファイル (委託事項なし)
	その妥当性	申告者が、法令に定められた期日までに確実に申告を行うよう案内するため。
③委託先における取扱者数		<選択肢> [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		・委託先が決定した際には、入札結果として本市ウェブサイト公表する。 ・新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		毎年度入札により委託契約するため未定。
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。
	⑨再委託事項	同上

委託事項7		特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)の印刷業務
①委託内容		特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)の印刷を委託。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	1. 個人住民税賦課ファイル 賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族。 2. 軽自動車税賦課ファイル (委託事項なし) 3. 事業所税賦課ファイル (委託事項なし)
	その妥当性	納税義務者に対し、法令に定められた期日までに確実に通知を行うため。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	・新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名	新潟市印刷業務アウトソーシング共同企業体	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項8		課税資料データ入力業務委託
①委託内容		紙で提出された課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書、軽自動車税申告書等)を専任のオペレータが専用の機器を使用しデータ入力を行う。データ入力後、本市のデータ形式へ加工し納品する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	1. 個人住民税賦課ファイル 賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族。 2. 軽自動車税賦課ファイル 本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する者(過去に本市に主たる定置場を有する者も含む) 3. 事業所税賦課ファイル (委託事項なし)
	その妥当性	各税目において正確かつ公平・公正な賦課を行うため。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑤委託先名の確認方法		・委託先が決定した際には、入札結果として本市ウェブサイト公表する。 ・新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		入札により委託契約するため未定。
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。
	⑨再委託事項	同上

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (58) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている (15) 件 [] 行っていない
提供先1	情報提供ネットワークシステムを介して提供する提供先(別紙1のとおり) 56件
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第2 (該当の項番については別紙1のとおり)
②提供先における用途	(別紙1のとおり)
③提供する情報	個人番号、基本4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養者(控除対象配偶者、扶養親族)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	提供の求めを受けた都度
提供先2	国税庁
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号
②提供先における用途	所得税の適切な賦課を行う。
③提供する情報	個人番号、基本4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養者(控除対象配偶者、扶養親族)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

提供先3	新潟市教育委員会学務課
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第9号
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人番号、基本4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養者(控除対象配偶者、扶養親族)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="radio"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	提供の求めを受けた都度

移転先1	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第1に定める事務所管課(別紙2のとおり) 13件
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第1、第2項
②移転先における用途	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第1に定める事務(別紙2のとおり)
③移転する情報	個人番号、基本4情報、地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養者(控除対象配偶者、扶養親族)のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [<input type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	・6月: 当初賦課決定分(年1回) ・毎月: 随時の賦課決定分(月1回)
移転先2	福祉部高齢者支援課
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項に基づく条例を定める予定
②移転先における用途	1. 個人住民税賦課ファイル 以下の制度・事業において、住民税に関する情報を用いることで、申請者による確認用書類の提出、事務実施者における確認作業等の軽減を図る。 ・新潟市高齢者向け住宅リフォーム助成事業 ・新潟市高齢者介護予防リフォーム助成事業
③移転する情報	個人番号、基本4情報、地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養者(控除対象配偶者、扶養親族)のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	・6月: 当初賦課決定分(年1回) ・毎月: 随時の賦課決定分(月1回)

移転先3	福祉部介護保険課
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項に基づく条例を定める予定
②移転先における用途	1. 個人住民税賦課ファイル 以下の制度・事業において、住民税に関する情報を用いることで、申請者による確認書類の提出、事務実施者における確認作業等の軽減が図られる。 ・新潟市社会福祉法人等による利用者負担軽減助成事業
③移転する情報	個人番号、基本4情報、地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者、世帯員
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	・6月：当初賦課決定分(年1回) ・毎月：随時の賦課決定分(月1回)

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		<p>1. 市民税オンラインシステム及び課税資料管理システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を管理しているサーバーの設置場所では以下の物理的対策を行っている。 ①建物及びサーバー室までの経路に機械警備システムを導入し、入室可能な者の特定及び入室の管理を行っている。 ②サーバー室の入口付近に監視カメラを設置し、入退出者を管理している。 ③サーバー室内に設置したサーバーは、全て鍵付のサーバーラックに設置している。 ④帳票を出力する印刷室についてもサーバー室と同様な機械警備及び監視カメラによる入室管理を行っている。 ⑤該当システム基盤のサーバログインは、ID/パスワードによる認証が必要で、限られたメンバーしか操作できない。 ・システムには操作権限が必要となっており、また、システム利用が可能な端末も制限している。 <p>2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 												
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>[6年以上10年未満]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	法定の更正期間に対応するため。												
③消去方法		<p>1. 市民税オンラインシステム及び課税資料管理システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管期間を過ぎたデータについては、適宜システムから削除を行う。 <p>2. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 												
7. 備考														

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙「市民税オンラインシステムデータベース 全記録項目」のとおり

【別添2・別紙】 市民税オンラインシステム データベース全記録項目

I 全事務共通で使用するデータベース(DB)

共通パラメタ情報				
1	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 自治体コード 4 業務ID	5 索引種別 6 コピー句項目名 7 数値 8 英数字	9 日本語 10 備考 11 登録日 12 JAVA名	13 予備
ユーザ出口管理				
2	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 自治体コード	4 サブシステムID 5 ユーザプログラムID 6 呼出元プログラムID	7 ユーザ出口使用区分 8 ユーザプログラム概要 9 登録日	10 ユーザプログラム資源名 11 予備
排他管理				
3	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 自治体コード	4 排他管理ID 5 年度 6 排他状態	7 設定日付 8 設定時刻 9 予備	
自治体住所				
4	1 自一都道府県コード 2 自一市区町村コード 3 自一枝番 4 自一レコード区分 5 自一区分	6 自一名称 7 自一宛名用名称1 8 自一宛名用名称2 9 自一郵便番号 10 自一都道府県	11 自一郡名 12 自一住所1 13 自一住所2 14 自一電話番号 15 自一ふりがな1	16 自一ふりがな2 17 自一新郵便番号 18 自一タイムスタンプ-日付 19 自一タイムスタンプ-時刻
市内住所				
5	1 町コード 2 住所漢字 3 住所かな 4 郵便親番 5 郵便子番 6 番地編集区分	7 削除フラグ 8 行政区コード 9 選挙区コード 10 小学区コード 11 中学区コード 12 施設コード	13 作成更新日 14 合併前自治体コード 15 集配局コード 16 区コード 17 管理区コード1~2 18 新行政区コード1	19 新統計区コード1 20 新行政区コード2 21 新統計区コード2 22 分割注意フラグ 23 予備1~2
合併管理				
6	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 自治体コード 4 表示順	5 市町村名称 6 識別コード 7 合併年月日1~10 8 フラグ1~10	9 異動担当者 10 処理日 11 予備項目数字1~2 12 予備項目漢字1~2	13 予備項目文字1~2
金融機関				
7	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 金融機関コード	4 金融機関表示順 5 金融機関名カナ 6 金融機関名検索カナ	7 金融機関名漢字 8 金融機関開始年月日 9 金融機関廃止年月日	
金融機関支店				
8	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 金融機関コード 4 支店コード 5 並びコード	6 金融機関区分 7 金融機関表示順 8 支店表示順 9 支店名カナ 10 支店名検索カナ	11 支店名漢字 12 金融機関郵便 13 金融機関郵便親 14 金融機関郵便子 15 金融機関住所	16 電話番号 17 手形交換所番号 18 本支店開始年月日 19 本支店廃止年月日
業務一覧				
9	1 税目コード1~2 2 業務コード1	3 フラグ領域 4 使用フラグ1~10	5 名称領域 6 名称1~10	7 区分領域 8 区分1~25
端末固有情報				
10	1 開始アドレス 2 終了アドレス	3 固有情報日本語領域 4 日本語項目01~20	5 固有情報英数字領域 6 英数字項目01~20	7 ユーザ日本語項目 8 ユーザ英数字項目
インフォメーション				
11	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 インフォメーションキー 4 レコード区分 5 連番	6 メッセージ 7 掲載開始日 8 掲載終了日 9 毎月掲載開始日 10 毎月掲載終了日	11 掲載曜日区分 12 掲載曜日 13 対象業務 14 書式 15 太字	16 文字サイズ 17 文字色 18 強調 19 更新日 20 予備
共通採番管理				
12	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻	3 番号区分 4 対象年度1~2	5 連番	

区管理			
13	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 区コード 4 開始日付 5 終了日付 6 自治体コード 7 区名	8 区付き区名 9 区役所名 10 区役所郵便番号 11 区役所所在地 12 代表電話番号 13 区長名 14 内線個人市県民税	15 内線法人市民税 16 内線軽自動車税 17 内線事業所税 18 部課名個人市県民税 19 部課名法人市民税 20 部課名軽自動車税 21 部課名事業所税 22 直通番号個人市県民税 23 直通番号法人市民税 24 直通番号軽自動車税 25 直通番号事業所税 26 予備
事業所関連宛名			
14	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 個法区分	5 最古宛名コード 6 関連前宛名コード 7 関連宛名履歴番号 8 関連宛名開始事由	9 関連宛名開始異動日 10 関連宛名開始設定日 11 関連宛名終了事由 12 関連宛名終了異動日 13 関連宛名終了設定日 14 異動担当者 15 予備項目 16 利用者予備項目
事業所宛名連絡先			
15	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 宛名税目コード	5 連絡先履歴番号 6 連絡先種別 7 電話番号等 8 電話区分	9 電話優先区分 10 経理担当者等 11 連絡先設定日 12 画面表示保護 13 証明書発行禁止区分 14 異動担当者 15 予備項目 16 利用者予備項目
事業所宛名連絡先			
16	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 宛名区分 5 個法区分 6 宛名税目コード 7 送付先履歴番号 8 関連宛名設定フラグ 9 宛名異動事由 10 送付先設定事由 11 送付先設定異動日 12 送付先設定届出日 13 送付先廃止事由	14 送付先廃止異動日 15 送付先廃止届出日 16 事業所名カナ情報 17 事業所名検索カナ情報 18 事業所名漢字情報 19 支店名カナ情報 20 支店名検索カナ情報 21 支店名漢字情報 22 組織区分 23 組織名表示区分 24 共有者数 25 共有区分 26 代表者宛名コード	27 郵便親番 28 郵便子番 29 集配局コード 30 住所区分 31 住所コード 32 番地コード 33 枝番コード 34 小枝番コード 35 小枝番コード3 36 住所漢字 37 方書漢字 38 部課名漢字 39 産業大分類 40 産業中分類 41 産業小分類 42 画面表示保護 43 合併前自治体コード 44 合併前宛名コード 45 異動担当者 46 更新業務コード 47 区コード 48 ホスト税目コード 49 予備項目 50 利用者予備項目
事業所宛名送付先履歴			
17	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 宛名区分 5 個法区分 6 宛名税目コード 7 送付先履歴番号 8 関連宛名設定フラグ 9 宛名異動事由 10 送付先設定事由 11 送付先設定異動日 12 送付先設定届出日 13 送付先廃止事由	14 送付先廃止異動日 15 送付先廃止届出日 16 事業所名カナ情報 17 事業所名検索カナ情報 18 事業所名漢字情報 19 支店名カナ情報 20 支店名検索カナ情報 21 支店名漢字情報 22 組織区分 23 組織名表示区分 24 共有者数 25 共有区分 26 代表者宛名コード	27 郵便親番 28 郵便子番 29 集配局コード 30 住所区分 31 住所コード 32 番地コード 33 枝番コード 34 小枝番コード 35 小枝番コード3 36 住所漢字 37 方書漢字 38 部課名漢字 39 産業大分類 40 産業中分類 41 産業小分類 42 画面表示保護 43 合併前自治体コード 44 合併前宛名コード 45 異動担当者 46 更新業務コード 47 区コード 48 ホスト税目コード 49 予備項目 50 利用者予備項目
個人関連宛名			
18	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 個法区分	5 最古宛名コード 6 関連前宛名コード 7 関連宛名履歴番号 8 関連宛名開始事由	9 関連宛名開始異動日 10 関連宛名開始設定日 11 関連宛名終了事由 12 関連宛名終了異動日 13 関連宛名終了設定日 14 異動担当者 15 予備項目 16 利用者予備項目
個人宛名連絡先			
19	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 宛名税目コード	5 連絡先履歴番号 6 連絡先種別 7 電話番号等 8 電話区分	9 電話優先区分 10 経理担当者等 11 連絡先設定日 12 画面表示保護 13 証明書発行禁止区分 14 異動担当者 15 予備項目 16 利用者予備項目

個人宛名送付先			
20	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 宛名区分 5 個法区分 6 宛名税目コード 7 通称名区分 8 通称名使用区分 9 送付先履歴番号 10 関連宛名設定フラグ 11 宛名異動事由 12 送付先設定事由 13 送付先設定異動日 14 送付先設定届出日	15 送付先廃止事由 16 送付先廃止異動日 17 送付先廃止届出日 18 氏名カナ情報 19 氏名検索カナ情報 20 氏名漢字情報 21 名カナ情報 22 名検索カナ情報 23 名漢字情報 24 生年月日 25 性別 26 行政区コード 27 小学校区 28 中学校区	29 選挙区 30 郵便親番 31 郵便子番 32 集配局コード 33 住所区分 34 住所コード 35 番地コード 36 枝番コード 37 小枝番コード 38 小枝番コード3 39 住所漢字 40 方書漢字 41 画面表示保護 42 国籍コード
43 在留資格 44 宛名整理コード 45 合併前自治体コード 46 合併前宛名コード 47 視覚障害者区分 48 異動担当者 49 更新業務コード 50 区コード 51 ホスト税目コード 52 住民区分 53 予備項目 54 利用者予備項目			
個人宛名送付先履歴			
21	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 宛名区分 5 個法区分 6 宛名税目コード 7 通称名区分 8 通称名使用区分 9 送付先履歴番号 10 関連宛名設定フラグ 11 宛名異動事由 12 送付先設定事由 13 送付先設定異動日 14 送付先設定届出日	15 送付先廃止事由 16 送付先廃止異動日 17 送付先廃止届出日 18 氏名カナ情報 19 氏名検索カナ情報 20 氏名漢字情報 21 名カナ情報 22 名検索カナ情報 23 名漢字情報 24 生年月日 25 性別 26 行政区コード 27 小学校区 28 中学校区	29 選挙区 30 郵便親番 31 郵便子番 32 集配局コード 33 住所区分 34 住所コード 35 番地コード 36 枝番コード 37 小枝番コード 38 小枝番コード3 39 住所漢字 40 方書漢字 41 画面表示保護 42 国籍コード
43 在留資格 44 宛名整理コード 45 合併前自治体コード 46 合併前宛名コード 47 視覚障害者区分 48 異動担当者 49 更新業務コード 50 区コード 51 ホスト税目コード 52 住民区分 53 予備項目 54 利用者予備項目			
特出人			
22	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 宛名コード 4 宛名税目コード	5 宛名個法区分 6 特定宛先区分 7 特定宛先コード 8 特定宛先個法区分	9 特定宛先SEQ 10 特定宛先設定日 11 特定宛先廃止日 12 開始年度
13 終了年度 14 異動担当者 15 予備項目 16 利用者予備項目			
世帯関連			
23	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 世帯コード 4 世帯員宛名コード	5 続柄コード 6 世帯増事由 7 世帯増異動日 8 世帯増届出日	9 世帯減事由 10 世帯減異動日 11 世帯減届出日 12 異動担当者
13 予備項目 14 利用者予備項目			
宛名通番管理			
24	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 通番管理キー 4 基本宛名終番	5 住登外宛名終番 6 共有者宛名終番 7 事業所宛名終番 8 外国人宛名終番	9 外国人世帯終番 10 納税組合終番 11 口座整理番号終番 12 ユーザ終番1~3
13 異動担当者 14 予備項目 15 利用者予備項目			
口座			
25	1 共通領域1 2 タイムスタンプ日付 3 タイムスタンプ時刻 4 宛名コード 5 宛名税目コード 6 口座履歴番号 7 振替口座領域 8 口座申込年月日 9 口座開始年月日 10 口座申込入力日 11 口座申込整理番号	12 口座解約異動事由 13 口座解約年月日 14 口座解約入力日 15 口座解約整理番号 16 金融機関コード 17 口座種別 18 口座番号 19 口座名義人カナ 20 口座名義人漢字 21 口座電話番号 22 納付種別	23 口座振通知済 24 口座振通知出力区分 25 還付口座領域 26 還付申込年月日 27 還付開始年月日 28 還付申込入力日 29 還付申込整理番号 30 還付解約異動事由 31 還付解約年月日 32 還付解約入力日 33 還付解約整理番号
34 還付金融機関コード 35 還付用口座種別 36 還付用口座番号 37 還付口座名義人カナ 38 還付口座名義人漢字 39 還付口座電話番号 40 共通領域2 41 口座履歴有無 42 異動担当者 43 予備項目 44 利用者予備項目			
口座履歴			
26	1 共通領域1 2 タイムスタンプ日付 3 タイムスタンプ時刻 4 宛名コード 5 宛名税目コード 6 口座履歴番号 7 振替口座領域 8 口座申込年月日	9 口座開始年月日 10 口座申込入力日 11 口座申込整理番号 12 口座解約異動事由 13 口座解約年月日 14 口座解約入力日 15 口座解約整理番号 16 金融機関コード	17 口座種別 18 口座番号 19 口座名義人カナ 20 口座名義人漢字 21 口座電話番号 22 納付種別 23 口座振通知済 24 口座振通知出力区分
25 還付口座領域 26 還付申込年月日 27 還付開始年月日 28 還付申込入力日 29 還付申込整理番号 30 還付解約異動事由 31 還付解約年月日			

組合員			
27	1 タイムスタンプ日付	4 組合コード	7 加入日
	2 タイムスタンプ時刻	5 宛名税目コード	8 脱退日
	3 宛名コード	6 組合員SEQ	9 異動担当者
			10 予備項目
			11 利用者予備項目

組合情報			
28	1 タイムスタンプ日付	4 組合名称	7 一覧検索キー
	2 タイムスタンプ時刻	5 組合種別	8 異動担当者
	3 組合コード	6 組合長宛名コード	9 予備項目
			10 利用者予備項目

個人宛名異動累積			
29	1 タイムスタンプ日付	30 旧生年月日	59 旧利用者予備項目
	2 タイムスタンプ時刻	31 旧性別	60 個人宛名新情報
	3 処理シーケンス	32 旧行政区コード	61 新タイムスタンプ日付
	4 異動処理区分	33 旧小学校区	62 新タイムスタンプ時刻
	5 宛名コード	34 旧中学校区	63 新宛名コード
	6 個人宛名旧情報	35 旧選挙区	64 新宛名区分
	7 旧タイムスタンプ日付	36 旧郵便親番	65 新個法区分
	8 旧タイムスタンプ時刻	37 旧郵便子番	66 新宛名税目コード
	9 旧宛名コード	38 旧集配局コード	67 新通称名区分
	10 旧宛名区分	39 旧住所区分	68 新通称名使用区分
	11 旧個法区分	40 旧住所コード	69 新送付先履歴番号
	12 旧宛名税目コード	41 旧番地コード	70 新関連宛名設定フラグ
	13 旧通称名区分	42 旧枝番コード	71 新宛名異動事由
	14 旧通称名使用区分	43 旧小枝番コード	72 新送付先設定事由
	15 旧送付先履歴番号	44 旧小枝番コード3	73 新送付先設定異動日
	16 旧関連宛名設定フラグ	45 旧住所漢字	74 新送付先設定届出日
	17 旧宛名異動事由	46 旧方書漢字	75 新送付先廃止事由
	18 旧送付先設定事由	47 旧画面表示保護	76 新送付先廃止異動日
	19 旧送付先設定異動日	48 旧国籍コード	77 新送付先廃止届出日
	20 旧送付先設定届出日	49 旧在留資格	78 新氏名カナ情報
	21 旧送付先廃止事由	50 旧宛名整理コード	79 新氏名検索カナ情報
	22 旧送付先廃止異動日	51 旧合併前自治体コード	80 新氏名漢字情報
	23 旧送付先廃止届出日	52 旧合併前宛名コード	81 新名カナ情報
	24 旧氏名カナ情報	53 旧視覚障害者区分	82 新名検索カナ情報
	25 旧氏名検索カナ情報	54 旧異動担当者	83 新名漢字情報
	26 旧氏名漢字情報	55 旧更新業務コード	84 新生年月日
	27 旧名カナ情報	56 旧区コード	85 新性別
	28 旧名検索カナ情報	57 旧ホスト税目コード	86 新行政区コード
	29 旧名漢字情報	58 旧予備項目	87 新小学校区
			88 新中学校区
			89 新選挙区
			90 新郵便親番
			91 新郵便子番
			92 新集配局コード
			93 新住所区分
			94 新住所コード
			95 新番地コード
			96 新枝番コード
			97 新小枝番コード
			98 新小枝番コード3
			99 新住所漢字
			100 新方書漢字
			101 新画面表示保護
			102 新国籍コード
			103 新在留資格
			104 新宛名整理コード
			105 新合併前自治体コード
			106 新合併前宛名コード
			107 新視覚障害者区分
			108 新異動担当者
			109 新更新業務コード
			110 新区コード
			111 新ホスト税目コード
			112 新予備項目
			113 新利用者予備項目
			114 予備項目
			115 利用者予備項目

事業所宛名異動累積			
30	1 タイムスタンプ日付	29 旧組織名表示区分	57 事業所宛名新情報
	2 タイムスタンプ時刻	30 旧共有者数	58 新タイムスタンプ日付
	3 処理シーケンス	31 旧共有区分	59 新タイムスタンプ時刻
	4 異動処理区分	32 旧代表者宛名コード	60 新宛名コード
	5 宛名コード	33 旧郵便親番	61 新宛名区分
	6 事業所宛名旧情報	34 旧郵便子番	62 新個法区分
	7 旧タイムスタンプ日付	35 旧集配局コード	63 新宛名税目コード
	8 旧タイムスタンプ時刻	36 旧住所区分	64 新送付先履歴番号
	9 旧宛名コード	37 旧住所コード	65 新関連宛名設定フラグ
	10 旧宛名区分	38 旧番地コード	66 新宛名異動事由
	11 旧個法区分	39 旧枝番コード	67 新送付先設定事由
	12 旧宛名税目コード	40 旧小枝番コード	68 新送付先設定異動日
	13 旧送付先履歴番号	41 旧小枝番コード3	69 新送付先設定届出日
	14 旧関連宛名設定フラグ	42 旧住所漢字	70 新送付先廃止事由
	15 旧宛名異動事由	43 旧方書漢字	71 新送付先廃止異動日
	16 旧送付先設定事由	44 旧部課名漢字	72 新送付先廃止届出日
	17 旧送付先設定異動日	45 旧産業大分類	73 新事業所名カナ情報
	18 旧送付先設定届出日	46 旧産業中分類	74 新事業所名検索カナ情報
	19 旧送付先廃止事由	47 旧産業小分類	75 新事業所名漢字情報
	20 旧送付先廃止異動日	48 旧画面表示保護	76 新支店名カナ情報
	21 旧送付先廃止届出日	49 旧合併前自治体コード	77 新支店名検索カナ情報
	22 旧事業所名カナ情報	50 旧合併前宛名コード	78 新支店名漢字情報
	23 旧事業所名検索カナ情報	51 旧異動担当者	79 新組織区分
	24 旧事業所名漢字情報	52 旧更新業務コード	80 新組織名表示区分
	25 旧支店名カナ情報	53 旧区コード	81 新共有者数
	26 旧支店名検索カナ情報	54 旧ホスト税目コード	82 新共有区分
	27 旧支店名漢字情報	55 旧予備項目	83 新代表者宛名コード
	28 旧組織区分	56 旧利用者予備項目	84 新郵便親番
			85 新郵便子番
			86 新集配局コード
			87 新住所区分
			88 新住所コード
			89 新番地コード
			90 新枝番コード
			91 新小枝番コード
			92 新小枝番コード3
			93 新住所漢字
			94 新方書漢字
			95 新部課名漢字
			96 新産業大分類
			97 新産業中分類
			98 新産業小分類
			99 新画面表示保護
			100 新合併前自治体コード
			101 新合併前宛名コード
			102 新異動担当者
			103 新更新業務コード
			104 新区コード
			105 新ホスト税目コード
			106 新予備項目
			107 新利用者予備項目
			108 予備項目
			109 利用者予備項目

住記運動エラー			
31	1 タイムスタンプ日付	24 本名-国保資格	47 本名-共有区分
	2 タイムスタンプ時刻	25 本名-通称名使用区分	48 本名-代表者宛名コード
	3 処理シークエンス	26 本名-住登者区分	49 本名-一部課名漢字
	4 処理結果	27 本名-名カナ情報	50 本名-産業大分類
	5 本名レコード	28 本名-名検索カナ情報	51 本名-産業中分類
	6 本名-タイムスタンプ日付	29 本名-名漢字情報	52 本名-産業小分類
	7 本名-タイムスタンプ時刻	30 本名-通称名区分	53 本名-集配局コード
	8 本名-宛名コード	31 本名-生年月日	54 本名-郵便親番
	9 本名-宛名区分	32 本名-性別	55 本名-郵便子番
	10 本名-個法区分	33 本名-行政区コード	56 本名-住所区分
	11 本名-宛名税目コード	34 本名-小学校区	57 本名-住所コード
	12 本名-送付先履歴番号	35 本名-中学校区	58 本名-番地コード
	13 本名-関連宛名設定フラグ	36 本名-選挙区	59 本名-枝番コード
	14 本名-宛名異動事由	37 本名-国籍コード	60 本名-小枝番コード
	15 本名-送付先設定事由	38 本名-在留資格	61 本名-小枝番コード3
	16 本名-送付先設定異動日	39 本名-視覚障害者区分	62 本名-住所漢字
	17 本名-送付先設定届出日	40 本名-宛名整理コード	63 本名-方書漢字
	18 本名-送付先廃止事由	41 本名-支店名カナ情報	64 本名-画面表示保護
	19 本名-送付先廃止異動日	42 本名-支店名検索カナ情報	65 本名-更新業務コード
	20 本名-送付先廃止届出日	43 本名-支店名漢字情報	66 本名-合併前自治体コード
	21 本名-氏名カナ情報	44 本名-組織区分	67 本名-合併前宛名コード
	22 本名-氏名検索カナ情報	45 本名-組織名表示区分	68 本名-異動担当者
	23 本名-氏名漢字情報	46 本名-共有者数	69 本名-区コード
		70 本名-予備項目	
		71 本名-利用者予備項目	
		72 通称名レコード	
		73 通称名-氏名カナ情報	
		74 通称名-氏名漢字情報	
		75 世帯レコード	
		76 世帯-タイムスタンプ日付	
		77 世帯-タイムスタンプ時刻	
		78 世帯コード	
		79 世帯員宛名コード	
		80 続柄コード	
		81 世帯増事由	
		82 世帯増異動日	
		83 世帯増届出日	
		84 世帯減事由	
		85 世帯減異動日	
		86 世帯減届出日	
		87 世帯-異動担当者	
		88 世帯-予備項目	
		89 世帯-利用者予備項目	

通知書番号連携			
32	1 調定発生年度	11 法定納期限等	21 収納日
	2 課税根拠年度	12 調定額1~2	22 領収日
	3 税目コード	13 延滞金調定額	23 軽自車種コード
	4 通知書番号	14 不足税額延滞金調定額	24 軽自標識番号
	5 期別	15 督促手数料調定額	25 軽自物件番号
	6 申告連番	16 収納額1~2	26 官公庁フラグ
	7 賦課決定通知日	17 収納延滞金	27 住民税課税区分
	8 宛名コード	18 収納督促手数料	28 督促フラグ
	9 名寄せコード	19 収納退職所得額	29 督促発行日
	10 納期限	20 還付加算金	30 合併元自治体コード
		31 現過区分	
		32 延滞金確定入金フラグ	
		33 調定区分	
		34 所有者コード	
		35 更正理由コード	
		36 課税区コード	
		37 異動日	
		38 作成日	

町コード変換			
33	1 旧町コード	3 新町コード1~2	5 変換注意フラグ
	2 区コード1~2	4 管理区コード1~2	

町コード分割			
34	1 旧町名コード	3 開始枝番地	5 終了番地
	2 開始番地	4 開始子枝番地	6 終了枝番地
			7 終了子枝番地
			8 情報参照区分

市外住所2			
35	1 住2-都道府県住所コード	8 住2-コントロールホール	15 住2-都道府県漢字住所
	2 住2-市区町村住所コード	9 住2-公称通称区分	16 住2-市区町村漢字住所
	3 住2-町大字住所コード	10 住2-登録年月	17 住2-町大字通称漢字住所
	4 住2-丁目字住所コード	11 住2-都道府県カナ住所	18 住2-丁目字小字通称漢字住所
	5 住2-小字通称住所コード	12 住2-市区町村カナ住所	19 住2-新郵便番号
	6 住2-郵便番号	13 住2-町大字通称カナ住所	20 住2-新郵便マーク
	7 住2-郵便マーク	14 住2-丁目字小字通称カナ住所	21 住2-一字小字フラグ
			22 住2-政令指定都市フラグ
			23 住2-レコード区分
			24 住2-タイムスタンプ-日付
			25 住2-タイムスタンプ-時刻

II 個人住民税の賦課に関する事務で使用するデータベース(DB)

個人基本				
1	1 タイムスタンプ日付	16 障害者区分	31 徴収希望	46 世帯外扶養氏名1~5
	2 タイムスタンプ時刻	17 寡婦区分	32 納通発送区分	47 合併前自治体コード
	3 予備	18 寡夫区分	33 納通発送日	48 固有情報
	4 年度	19 個人コメント1~4	34 市申発送区分	49 更新年月日
	5 宛名コード	20 賦課氏名カナ	35 未申告区分	50 更新時分
	6 宛名区分	21 賦課氏名漢字	36 294条通知日	51 更新職員番号
	7 賦課期日区分	22 賦課住所区分	37 通報年月日	52 課税区
	8 性別	23 賦課住所コード	38 扶養照会区分	53 賦課住所区コード
	9 生年月日	24 賦課住所番地	39 扶養照会年月日	54 予備項目数字1~2
	10 世帯コード	25 賦課住所枝番	40 申告書発送済区分	55 予備項目漢字1~2
	11 続柄コード	26 賦課住所小枝番	41 国保加入区分	56 予備項目文字1~2
	12 生活保護該当区分	27 賦課住所	42 世帯外被扶養区分	57 家屋敷所得照会年月日
	13 本人専従区分	28 賦課住所方書	43 世帯外扶養情報	58 年金特徴判定
	14 事業所家屋敷区分	29 新規フラグ	44 世帯外扶養区分1~5	59 利用者予備項目
	15 被扶養区分	30 配偶者宛名コード	45 世帯外扶養宛名コード1~5	
個人基本メモ				
2	1 タイムスタンプ日付	4 年度	7 住登地住所コード	10 予備項目数字1~2
	2 タイムスタンプ時刻	5 宛名コード	8 住登地住所	11 予備項目漢字1~2
	3 予備	6 メモ内容	9 メモ本年度のみ	12 予備項目文字1~2
賦課				
3	1 タイムスタンプ日付	24 非課税区分	47 本人希望徴収区分	70 月別情報
	2 タイムスタンプ時刻	25 控対配	48 青色申告区分	71 月割額01~12
	3 予備	26 配特区分	49 専従配偶者	72 月別特徴指定番号01~12
	4 年度	27 扶養同老人数	50 専従他人数	73 月別特徴個人番号01~12
	5 宛名コード	28 扶養老人数	51 生活保護取扱区分	74 期別情報
	6 賦課連番	29 扶養他人数	52 次年度市申発送	75 期割額1~8
	7 徴収区分	30 扶養特定人数	53 特徴給報資料番号	76 警告コード1~6
	8 賦課レコード状態	31 障害同特人数	54 減免率1期~4期	77 エラーコード1~6
	9 処理コード	32 障害特人数	55 減免率随1~2	78 予備項目数字1~2
	10 更正事由	33 障害他人数	56 減免開始日	79 予備項目漢字1~2
	11 異動年月日	34 扶障配合区分	57 変更納期限1期~4期	80 予備項目文字1~2
	12 済期	35 本人特障	58 変更納期限随1~4	81 計算値老年者区分
	13 開始期	36 本人他障	59 確定延滞金計算区分	82 減免割合
	14 済月	37 夫あり	60 決定日	83 減免理由
	15 開始月	38 未成年	61 オンライン決定フラグ	84 税移減税区分
	16 更新年月日	39 老年者	62 通知書番号	85 年金特徴計算
	17 更新時分	40 寡婦一般	63 所得控除件数	86 年金特徴停止月
	18 更新職員番号	41 寡婦特別	64 所得控除情報領域	87 本徴収停止依頼日
	19 消除区分	42 寡夫	65 所得控除区分001~065	88 扶養年少人数
	20 優先資料区分	43 勤労学生	66 所得控除額001~065	89 居住年月日
	21 優先資料番号	44 本人専従	67 分離譲渡条文情報領域	90 住宅特定取得区分
	22 給与合算区分	45 事業所家屋敷	68 分離譲渡条文区分1~6	91 利用者予備項目
	23 受給者番号	46 均等割区分	69 分離譲渡条文コード1~6	
賦課溢れ				
4	1 タイムスタンプ日付	4 年度	7 徴収区分	10 所得控除額001~100
	2 タイムスタンプ時刻	5 宛名コード	8 所得控除情報領域	11 予備項目文字1
	3 予備	6 賦課連番	9 所得控除区分001~100	
過年度				
5	1 タイムスタンプ日付	6 過年度連番	11 過年度通知日	16 更新時分
	2 タイムスタンプ時刻	7 過年度枝番	12 変更納期限	17 更新職員番号
	3 予備	8 調定年度	13 決定日	18 予備項目数字1~2
	4 課税年度	9 過年度増分税額	14 賦課連番	19 予備項目文字1
	5 宛名コード	10 過年度納期限	15 更新年月日	20 利用者予備項目
事業所基本				
6	1 タイムスタンプ日付	11 納通等返送日	21 給報受付日	31 予備項目数字2
	2 タイムスタンプ時刻	12 納特区分	22 事業所異動事由	32 月割充当額01~12
	3 予備	13 納特開始年月	23 特徴最終個人番号	33 納税者ID
	4 年度	14 納特終了年月	24 特徴月別情報	34 予告通知本年
	5 特徴指定番号	15 非課税人数	25 特徴月割額01~12	35 予告通知次年
	6 決定日	16 普徴区分	26 特徴月別人員01~12	36 予備項目文字1~2
	7 宛名コード	17 通知書出力区分	27 更新年月日	37 利用者予備項目
	8 報告人数	18 個人番号配番区分	28 更新時分	
	9 納入書発送区分	19 官公庁区分	29 更新職員番号	
	10 納通等返送区分	20 総括表訂正有無	30 予備項目数字1	

事業所基本メモ				
7	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備	4 年度 5 特徴指定番号 6 メモ内容	7 予備項目数字1~2 8 予備項目漢字1~2 9 予備項目文字1~2	
従業員				
8	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 年度	5 特徴指定番号 6 特徴個人番号 7 決定日 8 宛名コード	9 賦課連番 10 従業員状態 11 予備項目数字1~2 12 予備項目漢字1~2 13 予備項目文字1~2 14 利用者予備項目	
事業所管理				
9	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備	4 特徴指定番号 5 宛名コード 6 予備項目数字1~2	7 予備項目漢字1~2 8 予備項目文字1~2 9 利用者予備項目	
資料				
10	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 年度 5 資料区分 6 資料番号 7 宛名コード 8 氏名カナ 9 生年月日 10 特徴指定番号 11 特徴個人番号 12 受給者番号 13 控対配 14 配特区分 15 扶養同老人数 16 扶養老人数 17 扶養他人数 18 扶養特定人数 19 障害同特人数 20 障害特人数	21 障害他人数 22 扶障配合区分 23 本人特障 24 本人他障 25 夫あり 26 未成年 27 老年者 28 寡婦一般 29 寡婦特別 30 寡夫 31 勤労学生 32 本人専従 33 事業所家屋敷 34 均等割区分 35 本人希望徴収区分 36 青色申告区分 37 専従配偶者 38 専従他人数 39 生活保護取扱区分 40 次年度市申発送	41 乙欄区分 42 中途就退区分 43 中途就退年月日 44 課税対象外区分 45 電話番号 46 所得控除件数 47 所得控除情報領域 48 所得控除区分001~025 49 所得控除額001~025 50 分離譲渡条文情報領域 51 分離譲渡条文区分1~6 52 分離譲渡条文コード1~6 53 専従者情報 54 専従者生年月日1~5 55 専従者給与額1~5 56 専従者宛名コード1~5 57 配偶者生年月日 58 配偶者宛名コード 59 扶養者情報 60 扶養者生年月日1~7	61 扶養者宛名コード1~7 62 警告コード1~6 63 エラーコード1~6 64 摘要欄存在フラグ 65 更新年月日 66 更新時分 67 更新職員番号 68 特別徴収義務者コード 69 住控対象外区分 70 扶養年少人数 71 年少扶養生年月日1~3 72 年少扶養宛名コード1~3 73 整理番号 74 受付番号 75 居住年月日 76 住宅特定取得区分 77 予備項目文字2 78 利用者予備項目
資料溢れ				
11	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 年度	5 資料区分 6 資料番号 7 所得控除情報領域 8 所得控除区分001~030	9 所得控除額001~030 10 給報摘要欄 11 予備項目数字1~2 12 予備項目漢字1~2 13 予備項目文字1~2	
異動				
12	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 宛名コード 5 更新日付	6 更新時刻 7 課税年度 8 処理コード 9 異動後賦課連番 10 プリントフラグ	11 オンライン決定フラグ 12 決定日 13 更新年月日 14 更新時分 15 更新職員番号 16 予備項目数字1~2 17 予備項目漢字1~2 18 予備項目文字1~2 19 利用者予備項目	
システム管理				
13	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備	4 年度 5 番号区分 6 最終区分	7 最終連番 8 DB識別区分 9 予備項目数字1~2 10 予備項目漢字1~2 11 予備項目文字1~2 12 利用者予備項目	
被扶養専従者				
14	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 年度 5 宛名コード	6 履歴連番 7 主宛名コード 8 主世帯コード 9 被扶養専従者区分 10 被扶養区分	11 消除区分 12 被扶養専従異動事由 13 異動年月日 14 更新年月日 15 更新時分 16 更新職員番号 17 予備項目数字1~2 18 予備項目漢字1~2 19 予備項目文字1~2 20 利用者予備項目	
退職調定				
15	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 公金日 5 整理番号 6 消除区分 7 連番	8 全件検索キー 9 領収日 10 調定年度 11 課税年度 12 年月分 13 特徴指定番号 14 納付額	15 支払額 16 調定額 17 更正受理日 18 人数 19 市民税額 20 県民税額 21 調定年月日 22 決定フラグ 23 更新年月日 24 更新時分 25 更新職員番号 26 予備項目数字1~2 27 予備項目漢字1~2 28 予備項目文字1~2	
事業所資料番号				
16	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備 4 年度	5 特徴指定番号 6 資料番号 7 更新年月日 8 更新時分	9 更新職員番号 10 予備項目数字1~2 11 予備項目漢字1~2 12 予備項目文字1~2 13 利用者予備項目	

税率			
17	1 タイムスタンプ日付	65 民税限度額白専その他控除額	129 外貨建て所得税控除率超
	2 タイムスタンプ時刻	66 民税限度額総合譲渡特控限度額	130 その他市民税控除率
	3 予備	67 民税限度額一時所得特控限度額	131 その他市控除率以下
	4 年度	68 民税限度額山林所得特控限度額	132 その他市控除率超
	5 市民税税率テーブル	69 民税限度額特別控除限度額	133 その他県民税控除率
	6 市民税税率	70 民税限度額級地区分	134 その他県控除率以下
	7 市民税税率課税標準額1～3	71 所得税税率テーブル	135 その他県控除率超
	8 市民税税率税率1～3	72 所得税税率	136 その他所得税控除率
	9 市民税税率速算控除1～3	73 所得税税率課税標準額1～7	137 その他所得税控除率以下
	10 県民税税率テーブル	74 所得税税率税率1～7	138 その他所得税控除率超
	11 県民税税率	75 所得税税率速算控除1～7	139 山林所得税率テーブル
	12 県民税税率課税標準額1～3	76 所得税控除額テーブル	140 山林所得税率
	13 県民税税率税率1～3	77 所得税控除額	141 山林所得税率課税標準額1～5
	14 県民税税率速算控除1～3	78 所得税控除額基礎控除	142 山林所得税率税率1～5
	15 住民税均等割テーブル	79 所得税控除額配偶者控除一般	143 山林所得税率速算控除1～5
	16 住民税均等割	80 所得税控除額配偶者控除老人	144 分離課税税率テーブル
	17 住民税均等割市均等割	81 所得税控除額扶養控除一般	145 分離課税税率超短土地税率
	18 住民税均等割県均等割	82 所得税控除額扶養控除老人	146 分離課税税率超短土地市
	19 住民税均等割課税限度額	83 所得税控除額扶養控除同居老	147 分離課税税率超短土地県
	20 住民税均等割調整加算額	84 所得税控除額扶養控除同特	148 分離課税税率超短土地国
	21 住民税控除額テーブル	85 所得税控除額扶養控除同特加算	149 分離課税税率土地等税率
	22 住民税控除額基礎控除	86 所得税控除額扶養控除特定	150 分離課税税率土地等市
	23 住民税控除額配偶者控除一般	87 所得税控除額扶養控除特定同特	151 分離課税税率土地等県
	24 住民税控除額配偶者控除老人	88 所得税控除額障害者控除普通	152 分離課税税率土地等国
	25 住民税控除額扶養控除一般	89 所得税控除額障害者控除特別	153 分離課税税率分短一般税率
	26 住民税控除額障害者控除老人	90 所得税控除額寡婦控除	154 分離課税税率分短一般市
	27 住民税控除額扶養控除同居老	91 所得税控除額寡婦加算控除	155 分離課税税率分短一般県
	28 住民税控除額扶養控除同特	92 所得税控除額寡夫控除	156 分離課税税率分短一般国
	29 住民税控除額扶養控除同特加算	93 所得税控除額勤労学生控除	157 分離課税税率分短軽減税率
	30 住民税控除額扶養控除特定	94 所得税控除額老年者控除	158 分離課税税率分短軽減市
	31 住民税控除額扶養控除特定同特	95 所得税控除額扶養控除年少	159 分離課税税率分短軽減県
	32 住民税控除額障害者控除普通	96 所得税限度額テーブル	160 分離課税税率分短軽減国
	33 住民税控除額障害者控除特別	97 所得税限度額	161 分離課税税率分長一般税率
	34 住民税控除額寡婦控除	98 所得税限度額生命保険控除額	162 分離課税税率分長一般市以下
	35 住民税控除額寡婦加算控除	99 所得税限度額一般生命保険控除額	163 分離課税税率分長一般県以下
	36 住民税控除額寡夫控除	100 所得税限度額個人年金分控除額	164 分離課税税率分長一般国以下
	37 住民税控除額勤労学生控除	101 所得税限度額損害保険料控除額	165 分離課税税率分長一般市超
	38 住民税控除額老年者控除	102 所得税限度額損保短期控除額	166 分離課税税率分長一般県超
	39 住民税限度額テーブル	103 所得税限度額損保長期控除額	167 分離課税税率分長一般国超
	40 民税限度額	104 所得税限度額配偶者所得額	168 分離課税税率分長一般市超超
	41 民税限度額生命保険控除額	105 所得税限度額控対配所得額	169 分離課税税率分長一般県超超
	42 民税限度額一般生命保険控除額	106 所得税限度額控対配特最低額	170 分離課税税率分長一般国超超
	43 民税限度額個人年金分控除額	107 所得税限度額配偶特別控除額	171 分離課税税率分長一般市加算
	44 民税限度額損害保険料控除額	108 所得税限度額住宅取得控除額	172 分離課税税率分長一般県加算
	45 民税限度額損保短期控除額	109 配当控除率テーブル	173 分離課税税率分長一般国加算
	46 民税限度額損保長期控除額	110 配当控除率	174 分離課税税率分長一般市加算2
	47 民税限度額障害者非課税限度額	111 配当控除率市民税控除率	175 分離課税税率分長一般県加算2
	48 民税限度額未成年非課税限度額	112 配当控除率市控除率以下	176 分離課税税率分長一般国加算2
	49 民税限度額老年者非課税限度額	113 配当控除率市控除率超	177 分離課税税率分長一般境界値
	50 民税限度額寡婦非課税限度額	114 配当控除率県民税控除率	178 分離課税税率分長一般境界値2
	51 民税限度額寡夫非課税限度額	115 配当控除率県控除率以下	179 分離課税税率分長軽減税率
	52 民税限度額所得割調整基準額	116 配当控除率県控除率超	180 分離課税税率分長軽減市
	53 民税限度額所得割調整加算額	117 配当控除率所得税控除率	181 分離課税税率分長軽減県
	54 民税限度額老年者控除限度額	118 配当控除率所得税控除率以下	182 分離課税税率分長軽減国
	55 民税限度額学生控除限度額	119 配当控除率所得税控除率超	183 分離課税税率分長特定税率
	56 民税限度額学生控除不労限度額	120 配当控除率境界値	184 分離課税税率分長特定市以下
	57 民税限度額寡婦控除所得限度額	121 外貨建て市民税控除率	185 分離課税税率分長特定県以下
	58 民税限度額寡婦加算控除所得限度額	122 外貨建て市控除率以下	186 分離課税税率分長特定国以下
	59 民税限度額寡夫控除所得限度額	123 外貨建て市控除率超	187 分離課税税率分長特定市超
	60 民税限度額医療費控除限度額	124 外貨建て県民税控除率	188 分離課税税率分長特定県超
	61 民税限度額配偶特別控除所得額	125 外貨建て県控除率以下	189 分離課税税率分長特定国超
	62 民税限度額配偶特別控除額	126 外貨建て県控除率超	190 分離課税税率分長特定市加算
	63 民税限度額配偶扶養所得限度額	127 外貨建て所得税控除率	191 分離課税税率分長特定県加算
	64 民税限度額白専配偶者控除額	128 外貨建て所得税控除率以下	192 分離課税税率分長特定国加算
193 分離課税税率分長特定境界値		194 分離課税税率分長軽減税率	
195 分離課税税率分長軽減市以下		196 分離課税税率分長軽減課以下	
197 分離課税税率分長軽減課以下		198 分離課税税率分長軽減課市超	
199 分離課税税率分長軽減課県超		200 分離課税税率分長軽減課国超	
201 分離課税税率分長軽減課市加算		202 分離課税税率分長軽減課県加算	
203 分離課税税率分長軽減課国加算		204 分離課税税率分長軽減課境界値	
205 分離課税税率肉売価額税率		206 分離課税税率肉売価額市	
207 分離課税税率肉売価額県		208 分離課税税率肉売価額国	
209 分離課税税率有価証券税率		210 分離課税税率有価証券市	
211 分離課税税率有価証券県		212 分離課税税率有価証券国	
213 分離課税税率商品先物税率		214 分離課税税率商品先物市	
215 分離課税税率商品先物県		216 分離課税税率商品先物国	
217 均等割軽減額		218 均等割軽減額1～9	
219 定率控除テーブル		220 定率控除住民税率	
221 定率控除住民税限度額		222 定率控除所得税率	
223 定率控除所得税限度額		224 分離課税税率分短軽減税率	
225 分離課税税率上場株式市		226 分離課税税率上場株式県	
227 分離課税税率上場株式国		228 配当割除額市按分率分子	
229 配当割除額市按分率分子		230 配当割除額市按分率分子	
231 株譲渡所得割除額市按分率分子		232 所得税限度額住宅耐震改修特別控除	
233 県均等割内独自加算額		234 民税限度額地震保険控除額	
235 民税限度額地震保険分控除額		236 所得税限度額地震保険分控除額	
237 所得税限度額地震保険分控除額		238 寄附金控除関連	
239 寄附金控除適用下限額		240 寄附金控除限度額の率	
241 特例控除基準額1～7		242 特例控除率1～7	
243 特例控除率総所得マイナス		244 特例控除率土地等事業有	
245 特例控除率短期譲渡所得有		246 特例控除率上場株式等有	
247 地方自治体寄附金限度率		248 分離課税税率配当所得税率	
249 分離課税税率配当所得市		250 分離課税税率配当所得県	
251 分離課税税率配当所得国		252 復興特別所得税率	
253 消費増税後住宅控除率		254 予備項目文字1～2	

納期限			
18	1 タイムスタンプ日付	6 日付1～12	11 発番一所得照会
	2 タイムスタンプ時刻	7 発番一課税権通知	12 発番一事業所
	3 予備	8 発番一住所地照会	13 発番一家屋敷
	4 年度	9 発番一扶養照会個人	14 発番一還付金当初
	5 区分	10 発番一扶養照会事業所	15 発番一還付金異動

異動累積			
19	1 タイムスタンプ日付	5 処理時刻	9 特徴指定番号
	2 タイムスタンプ時刻	6 処理コード	10 課税年度
	3 予備	7 操作職員番号	11 メンテ区分
	4 処理年月日	8 宛名コード	12 テーブル名
	13 処理端末名	14 予備項目	15 異動前
			16 異動後
指定番号変換			
20	1 タイムスタンプ日付	4 旧自治体コード	7 課税年度
	2 タイムスタンプ時刻	5 旧特徴指定番号	8 新特徴指定番号
	3 予備	6 旧宛名コード	9 新宛名コード
10			10 更新年月日
			11 予備項目
特別徴収対象者情報データ			
21	1 タイムスタンプ日付	22 氏名-漢字	43 特徴税額通知情報
	2 タイムスタンプ時刻	23 氏名-SO	44 特徴税額通知-作成日
	3 予備	24 住所	45 特徴税額通知-対象者情報
	4 年度	25 住所-郵便番号	46 年金特徴予定額10月
	5 連番	26 住所-カナ	47 年金特徴予定額12月
	6 レコード区分	27 住所-SI	48 年金特徴予定額2月
	7 市町村	28 住所-漢字	49 年金特徴予定額4月
	8 府県コード	29 住所-SO	50 年金特徴予定額6月
	9 市町村コード	30 各種区分	51 年金特徴予定額8月
	10 特別徴収義務者コード	31 処理結果	52 税額通知結果情報
	11 通知内容コード	32 各種年月日	53 税額通知結果-受領日
	12 予備1~3	33 金額1~4	54 税額通知結果-処理結果
	13 特別徴収制度コード	34 年金保険者用整理番号2	55 徴収結果情報
	14 作成年月日	35 宛名コード	56 徴収結果-10月受領日
	15 年金保険者用整理番号1	36 宛名コード付番区分	57 徴収結果-10月各種区分
	16 年金コード	37 文字コード変換後	58 徴収結果-12月受領日
	17 生年月日	38 氏名カナ全角-UCS	59 徴収結果-12月各種区分
	18 性別	39 氏名漢字-UCS	60 徴収結果-2月受領日
	19 氏名	40 住所カナ全角-UCS	61 徴収結果-2月各種区分
	20 氏名-カナ	41 住所漢字-UCS	62 徴収結果-4月受領日
	21 氏名-SI	42 年金保険者用整理番号2-UCS	63 徴収結果-4月各種区分
		64 徴収結果-6月受領日	
		65 徴収結果-6月各種区分	
		66 徴収結果-8月受領日	
		67 徴収結果-8月各種区分	
		68 停止通知情報	
		69 停止通知-作成日	
		70 停止通知-各種区分	
		71 停止結果情報	
		72 停止結果-受領日	
		73 停止結果-処理結果	
		74 特定誤りフラグ	
		75 更新年月日	
		76 更新時分	
		77 更新職員番号	
		78 予備項目数字1~2	
		79 予備項目漢字1~2	
		80 予備項目文字1~2	
		81 利用者予備項目	
仮徴収データ			
22	1 タイムスタンプ日付	9 消除区分	17 前年徴収金額
	2 タイムスタンプ時刻	10 停止事由	18 前年徴収10月
	3 予備	11 停止月	19 前年徴収12月
	4 年度	12 異動年月日	20 前年徴収2月
	5 宛名コード	13 仮徴収金額	21 依頼年月日
	6 仮徴収連番	14 仮徴収4月	22 決定日
	7 処理コード	15 仮徴収6月	23 当初確定フラグ
	8 賦課連番	16 仮徴収8月	24 プリントフラグ
		25 更新年月日	
		26 更新時分	
		27 更新職員番号	
		28 予備項目数字1~2	
		29 予備項目漢字1~2	
		30 予備項目文字1~2	
		31 利用者予備項目	
請求情報			
23	1 タイムスタンプ日付	10 電子収納連携情報有無	19 法定納期限
	2 タイムスタンプ時刻	11 旧OCR情報	20 納付期限年月日
	3 予備	12 新OCR上段	21 納付情報適用年月日
	4 課税年度	13 新OCR下段	22 収納サービス利用拒否区分
	5 調定年度	14 納付番号	23 バーコード情報
	6 宛名コード	15 確認番号	24 オンパッチ区分
	7 期別	16 納付合計額	25 発行区分
	8 発行連番	17 納付内容カナ	26 発行種別
	9 異動区分	18 納付内容漢字	27 通知年月日
		28 請求情報搭載済	
		29 更新年月日	
		30 更新時分	
		31 更新職員番号	
		32 予備項目数字1~2	
		33 予備項目漢字1~2	
		34 予備項目文字1~2	
		35 利用者予備項目	
事業所家屋数名寄			
24	1 タイムスタンプ日付	4 整理番号	7 更新年月日
	2 タイムスタンプ時刻	5 宛名コード01~10	8 更新時分
	3 年度	6 有効宛名コード件数	9 更新職員番号
		10 予備項目数字1~2	
		11 予備項目文字1	

賦課X

25	1 タイムスタンプ日付	106 非課税所得	211 損保短期民税控除	316 差引所得割情報
	2 タイムスタンプ時刻	107 上場株式等譲渡	212 地震保険民税控除	317 差引所得割市
	3 予備	108 分長譲渡特定居住	213 地震分民税控除	318 差引所得割県
	4 年度	109 分離配当所得	214 住宅特別控除見込額	319 外国税額控除情報
	5 宛名コード	110 繰越損失-配当	215 所得控除-予備4	320 外国税額控除市
	6 賦課連番	111 所得-予備5	216 住宅特別控除市	321 外国税額控除県
	7 徴収区分	112 所得-予備6	217 住宅特別控除県	322 減免前所得割情報
	8 賦課レコード状態	113 所得-予備7	218 税源移譲控除調整前市	323 減免前所得割市
	9 処理コード	114 繰越損失-先物取引	219 税源移譲控除調整前県	324 減免前所得割県
	10 更正事由	115 所得ゼロテーブル	220 税源移譲控除調整後市	325 減免前均等割情報
	11 異動年月日	116 所得ゼロコード01~20	221 税源移譲控除調整後県	326 減免前均等割市
	12 済期	117 所得情報-特前	222 適用控除合計	327 減免前均等割県
	13 開始期	118 総合譲渡-特前	223 本人勤労所得	328 減免決定情報
	14 済月	119 一時所得-特前	224 本人不労所得	329 減免所得割市
	15 開始月	120 分短一般-特前	225 翌年度繰越損失	330 減免所得割県
	16 更新年月日	121 分短軽減-特前	226 総所得	331 減免均等割市
	17 更新時分	122 分長一般-特前	227 非課税判定所得計	332 減免均等割県
	18 更新職員番号	123 分長特定-特前	228 課税所得計	333 年税額情報
	19 消除区分	124 分長軽減-特前	229 総所得金額等	334 年税額
	20 優先資料区分	125 分長軽減-特前	230 扶養判定所得計	335 年税所得割市
	21 優先資料番号	126 山林所得-特前	231 所得情報-繰後	336 年税所得割県
	22 給与合算区分	127 株式譲渡-特前	232 超短土地-繰後	337 年税均等割市
	23 受給者番号	128 特前-予備1	233 土地等-繰後	338 年税均等割県
	24 非課税区分	129 災害減免額	234 分短一般-繰後	339 特徴税額情報
	25 控対配	130 基準所得税額	235 分短軽減-繰後	340 特徴税額
	26 配特区分	131 分離譲渡条文領域	236 分長一般-繰後	341 特徴所得割市
	27 扶養同老人数	132 分短一般-条文	237 分長特定-繰後	342 特徴所得割県
	28 扶養老人数	133 分短軽減-条文	238 分長軽減-繰後	343 特徴均等割市
	29 扶養他人数	134 分長一般-条文	239 分長軽減-繰後	344 特徴均等割県
	30 扶養特定人数	135 分長特定-条文	240 山林-繰後	345 普徴税額情報
	31 障害同特人数	136 分長軽減-条文	241 譲渡益-繰後	346 普徴税額
	32 障害特人数	137 分長軽減-条文	242 退職-繰後	347 普徴所得割市
	33 障害他人数	138 繰越損失-総所得	243 商品先物-繰後	348 普徴所得割県
	34 扶障配合区分	139 繰越損失-超短期	244 平均課税情報	349 普徴均等割市
	35 本人特障	140 繰越損失-土地等	245 平均対象額	350 普徴均等割県
	36 本人他障	141 繰越損失-分短	246 平均調整所得	351 前納報奨金
	37 夫あり	142 繰越損失-分長	247 平均特別所得	352 定率控除所得割市
	38 未成年	143 繰越損失-山林	248 平均平均税率市	353 定率控除所得割県
	39 老年者	144 繰越損失-株式	249 平均平均税率県	354 通知書番号
	40 寡婦一般	145 繰越損失-特定居住	250 平均調整所得市	355 延滞金1期~4期
	41 寡婦特別	146 繰越損失-雑	251 平均調整所得県	356 余白
	42 寡夫	147 総合譲渡短-特控	252 平均特別所得市	357 計算値老年者区分
	43 勤労学生	148 総合譲渡長-特控	253 平均特別所得県	358 月別情報
	44 本人専従	149 政党等寄付金控除等	254 課税標準情報	359 月割額01~12
	45 事業所家屋数	150 特定支出控除額	255 総所得-課標	360 月別特徴指定番号01~12
	46 均等割区分	151 専従控除合計	256 超短土地-課標	361 月別特徴個人番号01~12
	47 本人希望徴収区分	152 所得控除情報	257 土地等-課標	362 期別情報
	48 青色申告区分	153 雑損控除	258 分短一般-課標	363 期割額1~8
	49 専従配偶者	154 医療費控除	259 分短軽減-課標	364 警告コード1~6
	50 専従他人数	155 社会保険料控除	260 分長一般-課標	365 エラーコード1~6
	51 生活保護取扱区分	156 共済等掛金控除	261 分長特定-課標	366 特徴指定番号
	52 次年度市申送	157 寄付金控除	262 分長軽減-課標	367 特徴個人番号
	53 特徴給報資料番号	158 一般生保所税控除	263 分長軽減-課標	368 月割充当額01~12
	54 減免率1期~4期	159 一般生命保険支払	264 山林所得-課標	369 生年月日
	55 減免率随1	160 生保険所得税控除	265 証券所得-課標	370 合併前自治体コード
	56 減免率随2	161 個人年金支払	266 退職所得-課標	371 個人番号配番用資料番号
	57 減免開始日	162 損保長期支払	267 商品先物-課標	372 賦課住所区分
	58 変更納期限1期~4期	163 損保短期支払	268 上場株式-課標	373 賦課住所コード
	59 変更納期限随1~4	164 生命保険料控除民税入力	269 分離配当-課標	374 予備項目数字1~2
	60 確定延滞金計算区分	165 損害保険控除民税入力	270 課標-予備3~6	375 予備項目文字1~2
	61 決定日	166 配偶特別控除民税入力	271 上場株式-繰後	376 減免割合
	62 オンライン決定フラグ	167 医療費支払額	272 算出所得割情報	377 減免理由
	63 収入情報	168 地震保険料支払額	273 総所得市-算出	378 税移減税区分
	64 給与収入	169 期割充当額1~8	274 総所得県-算出	379 利用者予備項目
	65 専従給与収入	170 人的控除の差の合計	275 超短土地市-算出	380 年金特徴追加項目
	66 公的年金収入	171 所得税控除情報	276 超短土地県-算出	381 年金特徴計算
	67 総合雑	172 損害保険控除国	277 土地等市-算出	382 年金特徴停止月
	68 収入-予備1~3	173 所得税寄付金控除	278 土地等県-算出	383 本徴収停止依頼日
	69 所得情報	174 所得税配特控除	279 分短一般市-算出	384 年金特徴分控除合計
	70 営業所得	175 住宅取得控除	280 分短一般県-算出	385 年金特徴分人的控除
	71 農業所得	176 配当控除	281 分短軽減市-算出	386 年金特徴税額
	72 他事業所得	177 外国税額控除	282 分短軽減県-算出	387 年金特徴所得割市
	73 不動産所得	178 個人年金所税控除	283 分長一般市-算出	388 年金特徴所得割県

74 利子所得	179 損保長期所得税控除	284 分長一般県一算出	389 年金特徴均等割市
75 配当所得	180 損保短期所得税控除	285 分長特定市一算出	390 年金特徴均等割県
76 投信配当所得	181 投資リ一ス控除	286 分長特定県一算出	391 支払回数割4月
77 雑所得	182 耐震改修特別控除	287 分長軽減市一算出	392 支払回数割6月
78 一時所得一特後	183 地震保険控除国	288 分長軽減県一算出	393 支払回数割8月
79 総短所得一特後	184 電子証明書等特別控除	289 分長軽減課市一算出	394 支払回数割10月
80 総長所得一特後	185 住宅特別控除可能額	290 分長軽減課県一算出	395 支払回数割12月
81 譲渡一時所得	186 還付金額	291 山林所得市一算出	396 支払回数割2月
82 超短土地所得	187 調整控除市	292 山林所得県一算出	397 寄附金控除関連
83 土地等所得	188 調整控除県	293 肉売価額市一算出	398 地方自治体寄附金
84 分短一般一特後	189 配当割額控除額	294 肉売価額県一算出	399 県指定寄附金支払
85 分短軽減一特後	190 株式等譲渡所得割額控除額	295 証券所得市一算出	400 市指定寄附金支払
86 分長一般一特後	191 配偶者合計所得	296 証券所得県一算出	401 日赤等寄附金支払
87 分長特定一特後	192 差引所得税額	297 退職所得市一算出	402 寄附金控除市
88 分長軽減一特後	193 所得税額	298 退職所得県一算出	403 寄附金控除県
89 分長軽減課一特後	194 給与所得	299 商品先物市一算出	404 普徴変更前年特所得割市
90 山林所得一特後	195 公的年金所得	300 商品先物県一算出	405 普徴変更前年特所得割県
91 退職所得	196 適用控除情報	301 上場株式市一算出	406 普徴変更前年特均等割市
92 譲渡益	197 生命保険料控除	302 上場株式県一算出	407 普徴変更前年特均等割県
93 外貨建て証券投信	198 障害者控除	303 65歳以上特例額市	408 年金特徴分期割額1~8
94 その他証券投信	199 老年者控除	304 65歳以上特例額県	409 分離配当一繰後
95 商品先物取引	200 寡婦控除	305 配当割額控除額市	410 分離配当市一算出
96 変動所得	201 寡夫控除	306 配当割額控除額県	411 分離配当県一算出
97 臨時所得	202 勤労学生控除	307 株譲渡所得割額控除額市	412 新生命保険支払
98 変超所得	203 配偶者控除	308 株譲渡所得割額控除額県	413 介護医療保険支払
99 変動臨時前年	204 配偶特別控除	309 控除不足額市	414 新個人年金支払
100 変動臨時前前年	205 扶養控除	310 控除不足額県	415 所得控除予備07~20
101 免税所得	206 基礎控除	311 配当控除市	416 居住年月日
102 肉牛売却所得	207 一般生保民税控除	312 配当控除県	417 住宅特定取得区分
103 肉牛売却価額	208 個人年金民税控除	313 所得割調整情報	418 仮徴収存在
104 国外配当	209 損害保険民税控除	314 所得割調整市	419 扶養年少人数
105 少額配当所得	210 損保長期民税控除	315 所得割調整県	420 予備項目数字02~03

資料X				
26	1 タイムスタンプ日付	58 投信配当所得	115 特控一予備1	172 損保長期所税控除
	2 タイムスタンプ時刻	59 雑所得	116 災害減免額	173 損保短期所税控除
	3 予備	60 一時所得一特後	117 基準所得税額	174 投資リース控除
	4 年度	61 総短所得一特後	118 分離譲渡条文領域	175 耐震改修特別控除
	5 資料区分	62 総長所得一特後	119 分短一般一条文	176 地震保険控除国
	6 資料番号	63 超短土地所得	120 分短軽減一条文	177 電子証明書等特別控除
	7 宛名コード	64 土地等所得	121 分長一般一条文	178 住宅特別控除可能額
	8 氏名カナ	65 分短一般一特後	122 分長特定一条文	179 配当割額控除額
	9 生年月日	66 分短軽減一特後	123 分長軽減一条文	180 株式等譲渡所得割額控除額
	10 特徴指定番号	67 分長一般一特後	124 分長軽減一特後	181 損害金額
	11 特徴個人番号	68 分長特定一特後	125 繰越損失一総所得	182 損害補てん金額
	12 受給者番号	69 分長軽減一特後	126 繰越損失一超短期	183 災害関連支出
	13 控対配	70 分長軽減一特後	127 繰越損失一土地等	184 配偶者合計所得
	14 配特区分	71 山林所得一特後	128 繰越損失一分短	185 前職給与収入
	15 扶養同老人数	72 退職所得	129 繰越損失一分長	186 前職社会保険料控除
	16 扶養老人数	73 譲渡益	130 繰越損失一山林	187 給与と所得入力値
	17 扶養他人数	74 外貨建て証券投信	131 繰越損失一株式	188 所得額合計入力値
	18 扶養特定人数	75 その他証券投信	132 繰越損失一特定居住	189 所得税控除計入力
	19 障害同特人数	76 商品先物取引	133 繰越損失一雑	190 差引所得税額
	20 障害他人数	77 変動所得	134 政党等寄付金控除等	191 外国税額控除市
	21 障害他人数	78 臨時所得	135 特定支出控除額	192 外国税額控除県
	22 扶障配合区分	79 変超所得	136 専従控除合計	193 給与所得
	23 本人特障	80 変動臨時前年	137 所得控除情報	194 公的年金所得
	24 本人他障	81 変動臨時前前年	138 雑損控除	195 所得税額
	25 夫あり	82 免税所得	139 医療費控除	196 所得税所得金額合計
	26 未成年	83 肉牛売却所得	140 社会保険料控除	197 所得税控除合計
	27 老年者	84 肉牛売却価額	141 共済等掛金控除	198 専従者情報
	28 寡婦一般	85 国外配当	142 寄付金控除	199 扶養者生年月日1~7
	29 寡婦特別	86 少額配当所得	143 一般生命保険支払	200 扶養者宛名コード1~7
	30 寡夫	87 非課税所得	144 生保険所得税控除	201 扶養者控除欄1~7
	31 勤労学生	88 所得税利子所得	145 個人年金支払	202 給報摘要欄
	32 本人専従	89 所得税所得額合計	146 損保長期支払	203 警告コード1~6
	33 事業所家屋数	90 所得額合計民税入力	147 損保短期支払	204 エラーコード1~6
	34 均等割区分	91 上場株式等譲渡	148 一般生保所税控除	205 今回入力フラグ
	35 本人希望徴収区分	92 分長譲渡特定居住	149 生命保険料控除民税入力	206 総所得
	36 青色申告区分	93 分離配当所得	150 損害保険控除民税入力	207 総所得一課税
	37 専従配偶者	94 繰越損失一配当	151 配偶特別控除民税入力	208 余白
	38 専従他人数	95 地方自治体寄附金	152 医療費支払額	209 徴収区分
	39 生活保護取扱区分	96 県指定寄附金支払	153 住民税控除計入力	210 読替氏名カナ
	40 次年度市申送	97 市指定寄附金支払	154 住民税控除計計算値	211 町丁目コード
	41 乙欄区分	98 日赤等寄附金支払	155 住民税所得合計計算値	212 濁点取り氏名カナ
	42 中途就退区分	99 繰越損失一先物取引	156 地震保険料支払額	213 名カナ
	43 中途就退年月日	100 所得ゼロテーブル	157 新生命保険支払	214 前年度宛名コード
	44 課税対象外区分	101 所得ゼロコード一01~20	158 介護医療保険支払	215 警告区分
	45 収入情報	102 特控情報	159 新個人年金支払	216 電話番号
	46 給与収入	103 総合譲渡一特控	160 控除一予備5~6	217 特別徴収義務者コード
	47 専従給与収入	104 総合譲渡短一特控	161 住宅特別控除計算値	218 住控対象外区分
	48 公的年金収入	105 総合譲渡長一特控	162 住宅特別控除見込額	219 扶養年少人数
	49 総合雑	106 一時所得一特控	163 寄附金共同募金会日赤支部分	220 年少扶養生年月日1~3
	50 収入一予備1~3	107 分短一般一特控	164 所得税控除情報	221 年少扶養宛名コード1~3
	51 所得情報	108 分短軽減一特控	165 損害保険控除国	222 整理番号
	52 営業所得	109 分長一般一特控	166 所得税寄付金控除	223 受付番号
	53 農業所得	110 分長特定一特控	167 所得税配特控除	224 予備項目文字2
	54 他事業所得	111 分長軽減一特控	168 住宅取得控除	225 補記転記コード1~6
	55 不動産所得	112 分長軽減一特控	169 配当控除	226 居住年月日
	56 利子所得	113 山林所得一特控	170 外国税額控除	227 住宅特定取得区分
	57 配当所得	114 株式譲渡一特控	171 個人年金所税控除	228 利用者予備項目

Ⅲ 軽自動車税の賦課に関する事務で使用するデータベース(DB)

軽自物件課税				
1	1 タイムスタンプ日付	19 所有者使用者コード	37 課税保留ー開始日	55 調定年月日
	2 タイムスタンプ時刻	20 所有者使用者名情報	38 課税保留ー終了日	56 納期限年月日
	3 予備1	21 定置場	39 届け出年月日	57 納税通知書番号
	4 キー	22 軽自情報	40 登録コード	58 納税通知書番号区分
	5 調定年度	23 車名コード	41 廃車年月日	59 過年度期別
	6 課税年度	24 車名	42 廃車事由	60 収納用更正事由
	7 物件番号	25 車台番号	43 ナンバ返還有無	61 前年度非課税区分
	8 履歴連番	26 特例区分	44 非課税区分	62 合併前自治体コード
	9 車種コード	27 排気量	45 異動	63 異動担当者
	10 標識NOー漢字	28 排気量ー内燃	46 異動事由	64 更新区分
	11 検索用標識NO	29 排気量ー電気	47 異動年月日	65 担当区コード
	12 現所有者関係	30 年式	48 異動時間	66 台帳管理元区コード
	13 受付連番	31 認定番号	49 新旧区分	67 電子申告入力区分
	14 受付連番ー年度	32 原動機番号	50 異動連番	68 予備項目
	15 受付連番ー連番	33 色コード	51 納税証明書	69 利用者予備項目
	16 納税義務者個法区分	34 型式	52 転通出力回数	
	17 納税義務者コード	35 課税保留	53 転通年月日	
	18 運転者区分	36 課税保留ー区分	54 課税額	
軽自番号管理				
2	1 タイムスタンプ日付	4 レコード区分	7 項目1~3	10 利用者予備項目
	2 タイムスタンプ時刻	5 年度	8 異動担当者	
	3 予備	6 予備1~2	9 予備項目	
軽自メモ				
3	1 タイムスタンプ日付	4 キー	7 物件番号	10 異動担当者
	2 タイムスタンプ時刻	5 調定年度	8 情報	11 予備項目
	3 予備	6 課税年度	9 メモ情報	12 利用者予備項目
軽自履歴				
4	1 タイムスタンプ日付	19 所有者使用者コード	37 課税保留ー開始日	55 調定年月日
	2 タイムスタンプ時刻	20 所有者使用者名情報	38 課税保留ー終了日	56 納期限年月日
	3 予備1	21 定置場	39 届け出年月日	57 納税通知書番号
	4 キー	22 軽自情報	40 登録コード	58 納税通知書番号区分
	5 調定年度	23 車名コード	41 廃車年月日	59 過年度期別
	6 課税年度	24 車名	42 廃車事由	60 収納用更正事由
	7 物件番号	25 車台番号	43 ナンバ返還有無	61 前年度非課税区分
	8 履歴連番	26 特例区分	44 非課税区分	62 合併前自治体コード
	9 車種コード	27 排気量	45 異動	63 異動担当者
	10 標識NOー漢字	28 排気量ー内燃	46 異動事由	64 更新区分
	11 検索用標識NO	29 排気量ー電気	47 異動年月日	65 担当区コード
	12 現所有者関係	30 年式	48 異動時間	66 台帳管理元区コード
	13 受付連番	31 認定番号	49 新旧区分	67 電子申告入力区分
	14 受付連番ー年度	32 原動機番号	50 異動連番	68 予備項目
	15 受付連番ー連番	33 色コード	51 納税証明書	69 利用者予備項目
	16 納税義務者個法区分	34 型式	52 転通出力回数	
	17 納税義務者コード	35 課税保留	53 転通年月日	
	18 運転者区分	36 課税保留ー区分	54 課税額	
軽自パラメータ				
5	1 タイムスタンプ日付	4 調定年度	7 過年度1~5	10 利用者予備項目
	2 タイムスタンプ時刻	5 調定年月日	8 異動担当者	
	3 予備	6 納期限年月日	9 予備項目	
軽自税率				
6	1 タイムスタンプ日付	4 キー	7 税率領域	10 異動担当者
	2 タイムスタンプ時刻	5 課税年度	8 車種コード01~14	11 予備項目
	3 予備	6 特例区分	9 税率01~14	12 利用者予備項目

軽自異動累積				
7	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備1 4 キー 5 調定年度 6 課税年度 7 物件番号 8 履歴連番 9 車種コード 10 標識NO-漢字 11 検索用標識NO 12 現所有者関係 13 受付連番 14 受付連番-年度 15 受付連番-連番 16 納税義務者個法区分 17 納税義務者コード 18 運転者区分	19 所有者使用者コード 20 所有者使用者名情報 21 定置場 22 軽自情報 23 車名コード 24 車名 25 車台番号 26 特例区分 27 排気量 28 排気量-内燃 29 排気量-電気 30 年式 31 認定番号 32 原動機番号 33 色コード 34 型式 35 課税保留 36 課税保留-区分	37 課税保留-開始日 38 課税保留-終了日 39 届け出年月日 40 登録コード 41 廃車年月日 42 廃車事由 43 ナンバ返還有無 44 非課税区分 45 異動 46 異動事由 47 異動年月日 48 異動時間 49 新旧区分 50 異動連番 51 納税証明書 52 転通出力回数 53 転通年月日 54 課税額	55 調定年月日 56 納期限年月日 57 納税通知書番号 58 納税通知書番号区分 59 過年度期別 60 収納用更正事由 61 前年度非課税区分 62 合併前自治体コード 63 異動担当者 64 更新区分 65 担当区コード 66 台帳管理元区コード 67 電子申告入力区分 68 行番号 69 予備項目 70 利用者予備項目
標識コード変換				
8	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備	4 キー 5 車種コード 6 標識-記号	7 標識情報領域 8 標識-標識 9 異動担当者	10 予備項目 11 利用者予備項目
軽自イメージ管理				
9	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 予備	4 イメージ管理番号 5 物件番号 6 登録日	7 イメージ備考 8 異動担当者 9 予備項目	10 利用者予備項目
軽自MPN連携				
10	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 行番号 4 税目コード 5 課税根拠年度 6 調定発生年度 7 通知書番号 8 期別	9 異動区分 10 電子収納連携情報有無 11 旧OCR情報 12 新OCR上段 13 新OCR下段 14 納付番号 15 確認番号 16 納付合計額	17 利用者名カナ 18 調定年月日 19 法定納期限 20 納付期限年月日 21 収納サービス利用拒否区分 22 バーコード 23 発行連番 24 物件番号	25 納税義務者コード 26 車種コード 27 標識NO-漢字 28 異動担当者 29 予備項目 30 利用者予備項目
軽自合算調定				
11	1 タイムスタンプ日付 2 タイムスタンプ時刻 3 税目コード 4 課税根拠年度	5 調定発生年度 6 通知書番号 7 期別 8 合算課税額	9 調定年月日 10 納付期限年月日 11 納税義務者コード 12 予備項目	13 利用者予備項目

IV 事業所税の賦課に関する事務で使用するデータベース(DB)

事業所税システム管理				
1	1 タイムスタンプ日付	5 基本情報	9 金額情報	13 利用者予備項目
	2 タイムスタンプ時刻	6 調定情報	10 事業所税予算額	
	3 識別キー	7 調定年月	11 基準税額	
	4 調定年度	8 調定区分	12 予備項目	
事業所税申告義務者				
2	1 タイムスタンプ日付	10 算定期間開始日	19 状態コード	28 合併元自治体コード01~30
	2 タイムスタンプ時刻	11 算定期間終了日	20 同封書類情報	29 更新情報
	3 宛名コード	12 申告種別コード	21 同封区分1~5	30 異動担当者
	4 基本情報	13 決算期	22 別表情報	31 処理日
	5 市内支店宛名コード	14 決算期変更月割数	23 別表1枚数	32 排他制御
	6 本店担当課	15 特殊関係情報	24 別表2枚数	33 予備項目
	7 支店担当課	16 特殊関係宛名コード1~5	25 別表3枚数	34 利用者予備項目
	8 申告義務者の備考	17 異動情報	26 別表4枚数	
	9 翌年向け算定期間情報	18 異動事由コード	27 合併市町村情報	
事業所税算定期間				
3	1 タイムスタンプ日付	8 決算期変更月割数	15 同封区分1~5	22 合併元自治体コード01~30
	2 タイムスタンプ時刻	9 特殊関係情報	16 別表情報	23 更新情報
	3 宛名コード	10 特殊関係宛名コード1~5	17 別表1枚数	24 異動担当者
	4 算定期間開始日	11 異動情報	18 別表2枚数	25 処理日
	5 算定期間終了日	12 異動事由コード	19 別表3枚数	26 排他制御
	6 申告種別コード	13 状態コード	20 別表4枚数	27 予備項目
	7 決算期	14 同封書類情報	21 合併市町村情報	28 利用者予備項目
事業所税申告書				
4	1 タイムスタンプ日付	36 新增設分情報	71 資産割減免割合分子1~2	106 従割当年歳入現
	2 タイムスタンプ時刻	37 建築日	72 資産割減免割合分母1~2	107 従割当年歳入過
	3 宛名コード	38 新築増築等区分	73 資産割減免額1~2	108 従割前年歳入現
	4 算定期間開始日	39 家屋所在地	74 従業者割減免情報	109 従割前年歳入過
	5 算定期間終了日	40 家屋名称	75 従業者割減免対象給与総額1~2	110 従割歳出現
	6 申告種別コード	41 家屋用途1	76 従業者割減免事由1~2	111 従割歳出過
	7 申告等年月日	42 家屋用途2	77 従業者割減免割合分子1~2	112 新增設還付額情報
	8 申告等区分	43 棟数	78 従業者割減免割合分母1~2	113 新增設当年歳入現
	9 自治体コード	44 新增設床面積	79 従業者割減免額1~2	114 新增設当年歳入過
	10 事業分情報	45 新增設非課税床面積	80 事業分減免額合計	115 新增設前年歳入現
	11 資産割情報	46 新增設控除床面積	81 新增分減免情報	116 新增設前年歳入過
	12 全年事業所床面積	47 新增設課税標準	82 新增分減免対象床面積1~2	117 新增設歳出現
	13 月割事業所床面積	48 新增設事業所税額	83 新增分減免事由1~2	118 新增設歳出過
	14 全年非課税床面積	49 新增設徴収猶予金額	84 新增分減免割合分子1~2	119 納期限
	15 月割非課税床面積	50 新增設申告済事業所税額	85 新增分減免割合分母1~2	120 本来納期限
	16 全年控除床面積	51 新增設差引事業所税額	86 新增分減免額1~2	121 法定納期限
	17 月割控除床面積	52 新增設非課税情報	87 新增分減免額合計	122 指定納期限
	18 全年課税標準床面積	53 新增設非課税コード1~4	88 減免通知日	123 税額更正件数
	19 月割課税標準床面積	54 新增設非課税床面積1~4	89 調定情報	124 収納消込キー
	20 合計課税標準床面積	55 新增設非課税床面積合計	90 調定年度	125 収賦課年度
	21 資産割額	56 新增設特例情報	91 調定年月	126 収課税年度
	22 申告済資産割額	57 新增設特例コード1~4	92 調定区分	127 収税目
	23 差引資産割額	58 新增設特例対象床面積1~4	93 現年過年区分	128 収通知書番号
	24 従業者割情報	59 新增設特例割合分子1~4	94 資産割調定額	129 収事業年度開始日
	25 従業者給与総額	60 新增設特例割合分母1~4	95 従業者割調定額	130 収申告種別コード
	26 非課税給与総額	61 新增設特例控除床面積1~4	96 事業分調定額	131 収申告区分
	27 控除給与総額	62 新增設特例控除床面積合計	97 新增設調定額	132 収内部SEQ
	28 課税標準給与総額	63 新增設分更正通知日	98 資産割還付額情報	133 収予備
	29 従業者割額	64 新增設分更正決定理由1~4	99 資割当年歳入現	134 収自治体識別コード
	30 申告済従業者割額	65 減免申請情報	100 資割当年歳入過	135 更新情報
	31 差引従業者割額	66 減免申請日	101 資割前年歳入現	136 異動担当者
	32 差引事業所税額	67 事業分減免情報	102 資割前年歳入過	137 処理日
	33 事業分申告の備考	68 資産割減免情報	103 資割歳出現	138 排他制御
	34 事業分更正決定理由1~4	69 資産割減免対象床面積1~2	104 資割歳出過	139 予備項目
	35 事業分更正通知日	70 資産割減免事由1~2	105 従業者割還付額情報	140 利用者予備項目

事業所税税額更正			
5	1 タイムスタンプ日付	13 元賦課年度	25 調定区分
	2 タイムスタンプ時刻	14 元課税年度	26 歳入歳出区分
	3 宛名コード	15 元税目	27 更正前税額
	4 算定期間開始日	16 元通知書番号	28 更正前資産割額
	5 算定期間終了日	17 元事業年度開始日	29 更正前従業者割額
	6 申告種別コード	18 元申告種別コード	30 更正前新增設額
	7 申告等年月日	19 元申告区分	31 更正後税額
	8 申告等区分	20 元内部SEQ	32 更正後資産割額
	9 自治体コード	21 元予備	33 更正後従業者割額
	10 更正連番	22 元自治体識別コード	34 更正後新增設額
	11 更正元情報	23 更正結果情報	35 収納出力情報
	12 更正元消込キー	24 調定年月	36 収納処理区分
			37 収納調定更正日
			38 収納処理日
			39 税額更正余白
			40 更新情報
			41 異動担当者
			42 処理日
			43 排他制御
			44 予備項目
			45 利用者予備項目

【Ⅱ5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)・別紙1】

特定個人情報提供先1 (情報提供ネットワークシステムを介して提供する提供先) 一覧

No.	提供先 ※情報照会者	法令上の根拠 ※番号法第19条第7項 別表第2の項番	提供先における用途
1	厚生労働大臣	1	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	4	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	6	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	8	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	9	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	市町村長	11	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事 又は市町村長	16	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	市町村長	18	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	都道府県知事	23	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	都道府県知事等	26	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	提供先 ※情報照会者	法令上の根拠 ※番号法第19条第7項 別表第2の項番	提供先における用途
13	市町村長	27	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	都道府県知事	28	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	厚生労働大臣又は 共済組合等	29	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事 又は 市町村長	31	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	日本私立学校振興・共済事業団	34	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	厚生労働大臣又は 共済組合等	35	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	文部科学大臣又は 都道府県教育委員会	37	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	国家公務員共済組合	39	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	国家公務員共済組合連合会	40	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	市町村長又は 国民健康保険組合	42	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	厚生労働大臣	48	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事 又は市町村長	54	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	都道府県知事等	57	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	提供先 ※情報照会者	法令上の根拠 ※番号法第19条第7項 別表第2の項番	提供先における用途
26	地方公務員共済組合	58	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	地方公務員共済組合又は 全国市町村職員共済組合 連合会	59	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する 施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定める もの
28	市町村長	61	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	市町村長	62	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	都道府県知事	63	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに 関する事務であって主務省令で定めるもの
31	都道府県知事又は 市町村長	64	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者に現に児童を扶養して いるもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定 めるもの
32	都道府県知事等	65	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの
33	厚生労働大臣又は 都道府県知事	66	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関 する事務であって主務省令で定めるもの
34	都道府県知事等	67	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別 障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手 当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	市町村長	70	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
36	厚生労働大臣又は 都道府県知事	71	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定 めるもの
37	市町村長(児童手当法 第十七条第一項の表の 下欄に掲げる者を含 む。)	74	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの
38	後期高齢者医療広域連 合	80	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険 料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	提供先 ※情報照会者	法令上の根拠 ※番号法第19条第7項 別表第2の項番	提供先における用途
39	厚生労働大臣	84	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
40	都道府県知事等	87	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	厚生労働大臣	91	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	平成八年法律第八十二号附則第三十二條第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八條第一項に規定する指定基金	92	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
43	市町村長	94	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
44	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	97	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	厚生労働大臣	101	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
46	農林漁業団体職員共済組合	102	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
47	独立行政法人農業者年金基金	103	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
48	独立行政法人日本学生支援機構	106	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
49	厚生労働大臣	107	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
50	都道府県知事又は市町村長	108	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
51	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	113	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	提供先 ※情報照会者	法令上の根拠 ※番号法第19条第7項 別表第2の項番	提供先における用途
52	厚生労働大臣	114	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
53	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	115	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
54	市町村長	116	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
55	厚生労働大臣	117	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
56	都道府県知事	120	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

【Ⅱ5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)・別紙2】

特定個人情報移転先1 一覧

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第1に定める事務所管課)

No.	移転先 ※対象事務所管課	移転先における 事務概要	番号法第9条第1項 別表第1における規定事項	
			項番	事務
1	福祉部 福祉総務課	生活保護関係事務	15	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		中国残留邦人等に係る福祉関係事務	63	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付(以下「中国残留邦人等支援給付」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	福祉部 子ども未来課	児童扶養手当関係事務	37	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		母子・父子家庭、寡婦に係る福祉関係事務	43	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
		母子・父子家庭、寡婦に係る福祉関係事務	44	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
		母子・父子家庭、寡婦に係る福祉関係事務	45	母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		児童手当関係事務	56	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		子育て支援関係事務	94	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	福祉部 児童相談所	児童福祉関係事務	7	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による里親の認定、養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施若しくは措置、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	福祉部 保育課	児童福祉関係事務	8	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		子育て支援関係事務	94	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	移転先 ※対象事務所管課	移転先における 事務概要	番号法第9条第1項 別表第1における規定事項	
			項番	事務
5	福祉部 障がい福祉課	児童福祉関係事務	8	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		特別児童扶養手当関係事務	46	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		障害児福祉手当関係事務	47	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		障がい者福祉関係事務	84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	福祉部 介護保険課	介護保険関係事務	68	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	福祉部 保険年金課	国民健康保険関係事務	30	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		後期高齢者医療関係事務	59	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	保健衛生部 保健所 保健管理課	予防接種関係事務	10	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
			70	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	保健衛生部 保健所 健康増進課	児童福祉関係事務	7	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による里親の認定、養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施若しくは措置、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		母子保健関係事務	49	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		健康増進事業	76	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
		障がい者福祉関係事務	84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	移転先 ※対象事務所管課	移転先における 事務概要	番号法第9条第1項 別表第1における規定事項	
			項番	事務
12	財務部 債権管理課	地方税徴収関係 事務	16	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	財務部 市税事務所 納税課	地方税徴収関係 事務	16	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 個人住民税賦課ファイル 2. 軽自動車税賦課ファイル 3. 事業所税賦課ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1. 事務における措置 ・各事務における申告書等については、本人又は本人の代理人が提出するものであり、個人番号カードまたは通知カード若しくは身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報入手を防止する。 ・他団体から提供を受けた情報については、基本4情報の内容を照合し、本市の課税対象者であることを確認している。 ・個人住民税及び事業所税関係事務においては、各種申告対象者について、白紙の申告書等を本人に対して送付することで、対象者以外の情報入手を防止する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	2. 市民税オンラインシステムにおける措置 ・他の業務システムとのデータ連携は、システムに直接データを移転する方法と、汎用連携データベースシステムにデータを格納し、他の業務システムからアクセスして情報を取得する方法の2通りである。いずれにおいても、情報移転対象者以外の情報が混入することはない。 ・他の各業務システムとは専用回線で接続されており、アクセス権限が付与された範囲での利用が許可されている。これにより、他システムからの情報入手を抑制している。
その他の措置の内容	1. 事務における措置 ・各種申告書等については、本人又は本人の代理人が提出するものであり、その記載内容は法令等に定める項目とし、不必要な情報は入手できないようにしている。 ・個人番号カード、または通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報入手を防止する。 ・他団体から情報提供をうける場合は、当該情報のみを記載する書式としており、不必要な情報は入手できない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1. 事務における措置 ・個人番号カード、または通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報入手を防止する。 ・申請書等への記載を求める場合、若しくは調査又は照会等を行う際は、利用目的、根拠法令等を示した上で実施している。 ・事業所税においては、申告の前段階で、白紙の申告書等を本人に対して送付することで、対象者以外の情報入手を防止する。また、法令で定められた記載心得を裏面に載せることで、適正な申告が行われるよう配慮している。
リスクに対する措置の内容	2. 市民税オンラインシステムにおける措置 ・特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末でどの職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法での情報入手を防止する。 ・他の業務システムとのデータ連携は、システムに直接データを移転する方法と、汎用連携データベースシステムにデータを格納し、他の業務システムからアクセスして情報を取得する方法の2通りである。いずれにおいても、情報移転対象者以外の情報が混入することはない。 ・他の各業務システムとは専用回線で接続されており、アクセス権限が付与された範囲での利用が許可されている。これにより、他システムからの情報入手を抑制している。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カード、または通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守する。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カード、又は通知カードと身分証明書の提示を受け、既に登録された宛名情報の基本4情報と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 ・職員にて収集し、真正性を確認した情報に基づいて、適宜職権で修正することで、正確性を確保している。 ・情報の修正等を行う際は、職員によるダブルチェックを行う。 	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事務における措置 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書等の紙媒体については、定められた保管場所で施錠管理を行う。 2. 市民税オンラインシステムにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> ・他の各業務システムとは専用回線で接続されており、アクセス権限が付与された範囲での利用が許可されている。これにより、接続システム外への漏えい・紛失を防いでいる。 3. 宛名システム、汎用連携DBシステムにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> ・システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっている。また、接続された特定機器のみとの通信とすることで、接続システム外への漏えい・紛失を防いでいる。 4. 団体内統合宛名システムにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムは、中間サーバーや既存業務システムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。 ・団体内統合宛名システムと団体内統合宛名システム接続端末間の通信を暗号化し、漏えい・紛失を防いでいる。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p>1. 宛名システムにおける措置 宛名システムで管理する特定個人情報は、利用する既存業務毎にアクセス制御を行う。</p> <p>2. 団体内統合宛名システムにおける措置 団体内統合宛名システムでは、情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ設定しており、設定を超えた範囲の情報を入手することは、不可能である。また、システム連携する既存業務システムごとにアクセス制御も行う。</p>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>1. 市民税オンラインシステムにおける措置 ・庁内の他システムからアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付けは行われないようにしている。</p> <p>2. 汎用連携DBシステムにおける措置 ・情報移転システムが作成したデータを情報移転先システムに中継するシステムであり、移転する情報以外の情報利用はできない。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>1. 市民税オンラインシステムにおける措置 ・システムを利用する端末は、当該職員個人のパスワードによる認証を行っている。 ・システムを利用する職員を特定し、職員毎に利用可能な機能を制御(アクセス制御)している。 ・システムへログインするには、本市の職員ポータルシステムを経由する必要がある。職員ポータルシステムは、職員登録された者でなければ利用できない。このため、職員でない者が市民税オンラインシステムへアクセスすることはできない。 ・認証に使用するパスワードは、定期的に変更する運用を行っている。</p>
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>1. 市民税オンラインシステムにおける措置 (1)発効管理 ・正規職員については、人事情報に基づきアクセス権限を設定する。 ・非正規職員については、業務所管課長から市民税課長に対し、下記の内容を記載した申請を行い、アクセス権限を設定する。 ①必要なアクセス権限の種類 ②利用する業務名及び業務概要 ③申請課及び利用課の所属長及び利用者 ・アクセス権は、「抹消申請」により削除を行う。 (2)失効管理 ・正規職員については、人事情報に基づき、権限を有していた職員の異動／退職が生じた際にはアクセス権限を更新する。 ・非正規職員については、契約期間の終了等に伴う業務所管課からの申請に基づき、アクセス権限を更新する。</p>
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>1. 市民税オンラインシステムにおける措置 ・権限設定状況を一覧表で管理しており、定期的な見直しを実施している。</p>
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>1. 市民税オンラインシステムにおける措置 ・特定個人情報へのアクセス記録は、システムがアクセスログ(日時、利用者、利用端末、利用情報)として全件記録しており、必要に応じて確認を行う。</p>
その他の措置の内容	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	1. 市民税オンラインシステムにおける措置 ・特定個人情報へのアクセス記録は、システムがアクセスログ(日時、利用者、利用端末、利用情報)として全件記録しており、必要に応じて確認を行う。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	1. 事務における措置 ・ファイルが不正に複製できないようにするため、特定個人情報を扱う端末については、下記のとおり措置している。 ①許可されたUSBメモリ等の外部記憶媒体以外は、接続できない。 ②端末に業務用データが残らない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・特定個人情報の修正等を行う際は、職員によるダブルチェックを行い、情報が適正に保有・使用されるようにする。			

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・業務委託等契約と同様に、再委託先の情報資産の保護体制、方法等をあらかじめ調査及び確認するとともに、秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から誓約書を徴収している。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末でどの職員が、どの住民の情報について、いつ参照を行ったか)の記録がデータベースに逐一保存される。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・他の業務所管課より情報の移転・提供を求められた場合は、データ利用依頼書による依頼が必要であり、審査の結果、承認されたものについてのみ、データの移転・提供を行っている。	
その他の措置の内容	データの提供方法(庁内連携システム経由、電子データ等)についても申請書中に明記することとする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・汎用連携DBシステムにより特定の権限者以外は情報照会・提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 汎用連携DBシステムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	---

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。 <p>2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
--------------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	---

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
--------------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	---

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 市民税オンラインシステムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末でどの職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。 <p>2. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>1. 市民税オンラインシステムにおける措置 ・システムへのログインは、ID/パスワードによる認証を必要とする利用者登録により制限されており、特定の権限者以外は情報照会・提供ができない ・情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。</p> <p>2. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照会リストを管理する機能。</p> <p>3. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごと通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>1. 市民税オンラインシステムに関する措置 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置: 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置: 番号法に基づき認められる情報のみ、認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保する。</p> <p>2. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1. 新潟市における措置

・本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。

2. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置

・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

3. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置

・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>1. 市民税オンラインシステム及び課税資料管理システムにおける措置 ・特定個人情報を管理しているサーバーの設置場所では以下の物理的対策を行っている。 ①建物及びサーバー室までの経路に機械警備システムを導入し、入室可能な者の特定及び入室の管理を行っている。 ②サーバー室の入口付近に監視カメラを設置し、入退出者を管理している。 ③サーバー室内に設置したサーバーは、全て鍵付のサーバーラックに設置している。 ④帳票を出力する印刷室についてもサーバー室と同様な機械警備及び監視カメラによる入室管理を行っている。 ⑤該当システム基盤のサーバログインは、ID/パスワードによる認証が必要で、限られたメンバーしか操作できない。 ・システムには操作権限が必要となっており、また、システム利用が可能な端末も制限している。</p> <p>2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>1. 市民税オンラインシステムにおける措置 ・特定個人情報ファイルを管理しているサーバーは、インターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。 ・特定個人情報ファイルを管理している全てのサーバーには、ウイルス対策ソフトを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする業務用端末は、端末側に業務データが残らない方式を採用している。</p> <p>2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	

⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理していないため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保有する基本4情報は、異動があった場合に随時更新しているため、古い情報のまま保管されるリスクはない。 ・各種申告書の内容については、申請時の原本性の保持が必要であるため、受付時の状態で保存している。ただし、最新の情報については、他の賦課資料の内容と併せて市民税オンラインシステムで随時更新されるため、特定個人情報を含む賦課決定情報が古い情報のまま保管され続けることはない。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電子媒体は、保存期限到達後にシステムでバッチ処理により消去している。 ・申請書等については、文書規程に基づく保管及び廃棄を行う。 	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	1. 新潟市における措置 ・評価書の記載内容どおりの運用ができているか、年に1度、担当部署において自己点検を実施する。 2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	1. 新潟市における措置 ・新潟市情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ部門による監査を定期的を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。監査手法はアクセスログを無作為に抽出し業務に必要なアクセス行為であったかを抜き打ち的にチェックすることとする。 2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	1. 新潟市における措置 ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修とコンプライアンス研修を年に1回実施し、情報セキュリティと規範意識の向上を図っている。更に、初任者及びセキュリティ責任者については別途、任務別の情報セキュリティ研修を年に1回実施している。 2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
3. その他のリスク対策	
1. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	新潟市財務部市税事務所市民税課 〒951-8550 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1 025-226-2243
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	請求方法、指定様式等について新潟市ホームページ上で表示。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料だが、写しの交付の場合、通常片面1枚10円のコピー料、 郵送の場合はコピー料と郵送料等の負担有、前納制)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	1. 個人住民税賦課ファイル 2. 軽自動車税賦課ファイル 3. 事業所税賦課ファイル
公表場所	財務部市税事務所市民税課、総務部市政情報室
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	新潟市財務部市税事務所市民税課 〒951-8550 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1 025-226-2243
②対応方法	・問合せがあった場合、問い合わせの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、総務部総務課市政情報室、ICT政策課及び行政経営課に報告する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年5月15日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] < 選択肢 > 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	市ホームページ上で意見公募する旨掲載し、市ホームページ、所管課及び市政情報室において案の閲覧及び配布を行う。意見は電子メール、FAX、郵送にて受け付ける。
②実施日・期間	平成27年2月23日～3月24日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	(提出意見なし)
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	平成27年4月2日
②方法	新潟市個人情報保護審議会による第三者点検を実施。
③結果	審議会よりいただいた意見を踏まえ、評価書を一部修正した。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月18日	IVその他リスク対策(その他) 1②監査	・新潟市セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ部門による監査を実施。 ・新潟市セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ部門による監査を定期的に変更し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。監査手法はアクセスログを無作為に抽出し業務で必要なアクセス行為であったかを抜き打ち的にチェックすることとする。	・新潟市情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ部門による監査を定期的に変更し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。監査手法はアクセスログを無作為に抽出し業務で必要なアクセス行為であったかを抜き打ち的にチェックすることとする。	事後	平成27年12月16日付行政経営課長からの依頼により、全項目評価を実施した全事業を対象に修正を行ったもの。
平成27年12月18日	V開示請求、問い合わせ2②	・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、総務部総務課市政情報室及び行政経営課に報告する。	・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、総務部総務課市政情報室、IT推進課及び行政経営課に報告する。	事後	平成27年12月16日付行政経営課長からの依頼により、全項目評価を実施した全事業を対象に修正を行ったもの。
平成31年7月1日	I 7. ②	佐藤 一男	市民税課長	事後	
平成31年7月1日	II 3. ⑦	財務部市民税務所市民税課(各区税務センターを含む)、各出張所	財務部市民税務所市民税課、各区区民生活課、窓口サービス課、各出張所	事後	
平成31年7月1日	II 4. 委託事項8⑤	新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	・委託先が決定した際には、入札結果として本ウェブサイトにて公表する。 ・新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	事後	
平成31年7月1日	II 4. 委託事項8⑥	株式会社アブリコット	入札により委託契約するため未定。	事後	
平成31年7月1日	II 4. 委託事項8⑦	再委託しない	再委託する	事後	
平成31年7月1日	II 4. 委託事項8⑧	一	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	事後	
平成31年7月1日	II 4. 委託事項8⑨	一	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	事後	
平成31年7月1日	V1. ①	025-226-2253	025-226-2243	事後	
平成31年7月1日	V2. ①	025-226-2253	025-226-2243	事後	
平成31年7月1日	V2. ②	IT推進課	ICT政策課	事後	